

会 議 録 目 次

令和 8 年第 3 回海田町議会定例会（第 2 日目）

令和 8 年 6 月 3 日（水）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	一般質問	
	○玉川真理議員……………	4
	○大江康子議員……………	20
	○岡田良訓議員……………	31
	○宗像啓之議員……………	43
日程第 2	第 23 号議案 町道の路線の廃止及び認定について……………	52
日程第 3	第 24 号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について……………	54
日程第 4	第 25 号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について……………	55
日程第 5	第 26 号議案 海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……………	59
日程第 6	第 27 号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例及び海田町特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例の制定について……………	60
日程第 7	第 28 号議案 海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	61
日程第 8	第 29 号議案 令和 8 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）……………	64
日程第 9	第 30 号議案 令和 8 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	66
日程第 10	第 31 号議案 令和 8 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	68
日程第 11	発議第 1 号 核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加を 求める意見書案……………	69
	（閉 会）……………	70

令和8年第3回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 令和8年6月2日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 6月3日 (水) 9時00分宣告 (第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 後 原 一 隆 | 2番  | 夏 野 光   |
| 3番  | 和 田 法 子 | 4番  | 白 井 政 志 |
| 5番  | 石 橋 京 子 | 6番  | 西 田 誠 一 |
| 7番  | 玉 川 真 里 | 8番  | 小 田 久美子 |
| 9番  | 大高下 光 信 | 10番 | 大 江 康 子 |
| 11番 | 宗 像 啓 之 | 12番 | 岡 田 良 訓 |
| 13番 | 久留島 元 生 | 14番 | 多 田 雄 一 |
| 15番 | 崎 本 広 美 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員 (0名)

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 後 原 一 隆 | 2番  | 夏 野 光   |
| 3番  | 和 田 法 子 | 4番  | 白 井 政 志 |
| 5番  | 石 橋 京 子 | 6番  | 西 田 誠 一 |
| 7番  | 玉 川 真 里 | 8番  | 小 田 久美子 |
| 9番  | 大高下 光 信 | 10番 | 大 江 康 子 |
| 11番 | 宗 像 啓 之 | 12番 | 岡 田 良 訓 |
| 13番 | 久留島 元 生 | 14番 | 多 田 雄 一 |
| 15番 | 崎 本 広 美 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員（0名）

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町 長         | 夏 目 啓 一 |
| 教 育 長         | 森 山 真 文 |
| 企 画 部 長       | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 町 民 生 活 部 長   | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 新 藤 正 敏 |
| 建 設 部 長       | 木 村 生 栄 |
| 企 画 部 次 長     | 吉 本 真 人 |
| 教 育 次 長       | 倉 本 勇 登 |
| 資 産 活 用 課 長   | 久保隅 聡   |
| 財 政 経 営 課 長   | 中 村 修 介 |
| 総 務 課 長       | 世 良 啓   |
| 防 災 課 長       | 松 井 良 哲 |
| 地 域 み ら い 課 長 | 山 田 長 秀 |
| 税 務 課 長       | 杉 本 幸 穂 |
| 住 民 課 長       | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長   | 田 村 健 二 |
| こ ど も 課 長     | 大 村 隆   |
| 長 寿 保 険 課 長   | 下 田 由香里 |
| 健康づくり推進課長     | 北 川 知 世 |
| まちデザイン課長      | 矢 熊 健 治 |
| 建 設 課 長       | 超善寺 崇   |
| 学 校 教 育 課 長   | 立 田 春 美 |
| 生 涯 学 習 課 長   | 下 野 武 士 |
| 文教施設整備室長      | 流 出 陽 介 |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 山 え り |
| 主 査         | 木 村 俊 英 |
| 主 任         | 須 崎 亮   |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

10. 議 事 日 程

日程第 1 一般質問

日程第 2 第23号議案 町道の路線の廃止及び認定について

日程第 3 第24号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 第25号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 第26号議案 海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 第27号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 第28号議案 海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 第29号議案 令和 8 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 第30号議案 令和 8 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 第31号議案 令和 8 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第11 発議第 1 号 核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書案

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日は地方自治法第 121 条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。なお、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。議場内で、スマートフォンや携帯電話をお持ちの方は音が鳴らないようにしていただきますようお願いを申し上げます。

ます。確認をしてください。なお、体調管理の観点から、上着の脱衣を許可をいたしますので、あらかじめ御了承ください。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付をしております日程第1から日程第11に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。7番、玉川議員。

○7番（玉川）7番、玉川です。本日は大きく3点についてお尋ねいたします。

まず1点目。人口ビジョンと移住・定住施策についてお尋ねいたします。本町では、令和8年度から移住に関する補助制度を予定しておりますが、人口の維持・増加を図るため、より実効性のある施策とするためには、どのようなまちを目指すのかという将来像と一体的に進めることが重要であると考えます。また、移住後も安心して暮らし続けられるよう、地域コミュニティ、防災、子育て環境などの生活基盤の充実も必要です。そこで、以下についてお尋ねいたします。1点目、本町が目指す将来的な人口ビジョンについて、どのように考えておられるのでしょうか。2点目、移住・定住施策を実施するという目的と、その効果をどのように考えておられるのでしょうか。3点目、移住者を受け入れるための地域づくり、また生活環境整備について、どのように進めていく計画でしょうか。4番目、住みたくなる、住み続けたくなるまちづくりという町長の方針について、防災、子育て、地域コミュニティなどについて、まちづくり全体の課題として、どのように横断的に取り組んでいく考えなのでしょうか。

次に、住民参加型の防災マップ作成についてお尋ねいたします。本町では、令和8年度に土砂災害ハザードマップを作成する予定ですが、現在の計画では、事業者へ委託をして作成する予定となっております。防災マップは、住民の命を守る重要な情報源ですが、実際の危険箇所や避難時の課題については、地域住民だからこそ把握している情報も多くあると考えます。そのため、県などの公的データだけではなく、住民の視点や地域の実情を反映させることで、より実行性の高い防災マップになるのではないのでしょうか。また、住民が作成過程に関わることで、防災意識の向上や適切な避難行動につながるものと考えます。そこで、お尋ねいたします。今回、土砂災害ハザードマップ作成にあたり、住民参加型による情報収集を行い、その内容を反映してはいかがでしょうか。2点目、今後は、こどもや子育て世代、高齢者、支援を必要とする方々など、多様な視点から情報収集を行うとともに、自治会等からの意見も反映できる仕組みを設け、防災意識の向上につなげてはいかがでしょうか。

最後に、小中学生世代を取り残さない子育て支援についてお尋ねいたします。本町では、子育てしやすいまちづくりとして、様々な施策が充実してきております。しかし、一方で、未就学児支援に比べ、小中学生世代への支援は十分とは言えない面があるのではないかと感じております。例えば、多子世帯支援として、保育料減免が予定されておりますが、児童クラブについては利用負担が大きくなっており、多子世帯への配慮も十分とは言えない状態です。また、こどもの居場所についても、未就学児向けの支援に比重が置かれている一方、小学生世代が安心して過ごせる場所については、利用しづらいとの声が聞かれております。さらに、小中学生世代には、不登校、居場所づくり、学習支援、保護者支援など、継続的かつ包括的な支援が求められております。町長は、第3の居場所づくりに強い思いを持っておられると認識しておりますが、現時点では、具体的な仕組みづくりが十分に進んでないようにも感じます。例えば、埼玉県戸田市では、学習支援、居場所、食事支援、地域とのつながりづくりを一体的に実施しており、大阪府門真市では、居場所支援、不登校支援、保護者相談、キャリア教育などを官民連携で行っております。本町においても、単なる場所としての居場所づくりだけではなく、こどもや家庭の困り事を包括的に支える仕組みづくりが必要であると思いますが、どのように考えておられるのでしょうか。以上、大きく3点について答弁を求めます。

○議長（桑原） 竹野内町長。

○町長（竹野内） それでは玉川議員の質問に御答弁をいたします。

1点目の人口ビジョンと移住・定住施策についての質問でございます。一つ目につきまして、本町が目指す将来の人口ビジョンは、将来にわたり町の活力を維持し、持続可能な地域社会を次世代に引き継ぐことにございます。現在、本町が推進しております第5次海田町総合計画後期基本計画は、この人口ビジョンの実現に向けた重要な計画であり、各施策を着実に推進してまいりたいと考えております。二つ目につきまして、移住・定住施策を実施する目的は、単に人口の数値目標を達成することにとどまりません。若い世代や子育て世代から選ばれるまちであり続けることにより、地域経済の底支えや安定的な税源の確保を図り、将来にわたり住民サービスの質を維持することにございます。これによる効果といたしましては、地域活力の維持、財政基盤の健全化に加え、住みやすいまちとしてのブランド価値の向上が挙げられます。これらを通じて、将来にわたる持続可能なまちづくりの実現に資するものと考えます。三つ目につきまして、本町がこれまで培ってきた人と人とのつながりという地域固有の財産を大切にしながら、時代の

変化や住民ニーズを的確に捉えたソフト・ハード両面の環境整備に取り組むことにより、移住者の皆様にとっても、現に海田町にお住まいの皆様にとっても、住みたいと思えるまちづくりを進めてまいります。特にソフト面におきましては、移住者が地域コミュニティにスムーズに溶け込めるよう、新旧住民の皆様の不安や御意見に耳を傾けながら、地域活動などを通じて、新旧住民が温かくつながる地域社会をともに築いてまいりたいと考えております。4点目につきまして、議員御指摘のとおり、防災、子育て、地域コミュニティといった各分野は密接に関連しており、これらの施策が相互に連動していくことが重要であると認識をしております。このため、総合計画に基づく各施策の展開に当たりましては、縦割り行政に陥ることなく、組織横断的な連携の下、全方位型のまちづくりに取り組んでまいります。

2点目の防災マップについての質問でございます。一つ目につきまして、ハザードマップは、自然災害の危険箇所や被害予測、避難場所などを地図上に示すものであり、今回の更新では、広島県が指定した土砂災害特別警戒区域等の修正を中心に行うこととしております。議員御提案の住民参加による情報収集等につきましては、前回のマップ作成時に地域の皆様から御提供いただきました平成30年7月豪雨災害の浸水箇所などの情報を、新しいマップにも引き継ぐ予定としております。二つ目につきまして、一人ひとりが身の回りのハザードを正しく理解をし、災害を自分事として捉えていただくことは、防災意識の向上につながるものと認識をしております。御提案の手法につきまして、本町においてどのような対応が可能か調査研究してまいります。

3点目の小中学生を取り残さない子育て支援についての質問でございます。本町では、これまで海田ネウボラを通じて妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実に努めてまいりましたが、議員御指摘のとおり、小中学生を含むこども・若者世代への支援を更に充実させていくことは、誰もが健やかに成長し自立できる環境を保障する観点からも重要であると認識をしております。現在、放課後の居場所といたしまして、児童クラブや児童館での安心して過ごせる環境づくりに努めているほか、放課後子供教室の学びの広場では学習支援を実施しております。また、相談体制につきましては、こども課とこうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザに設置しています海田町こども家庭センターを中心に、教育委員会や学校等の関係機関と密に連携しながら対応をしているところでございます。議員御紹介の他自治体の事例は、学習支援や居場所づくりに加え、地域とのつながりづくりなどを一体的に進めており、こどもを中心に据えた包括的な支援とし

て参考になるものと受け止めております。今後、他自治体の事例などを参考にしながら、こどもや保護者、関係者の皆様の御意見もお聞きし、本町としてどのような取組が可能なのか調査研究してまいります。あわせて、既存の施策におきましても、運用の工夫や必要な見直しを図るなど、こどもや家庭を支える取組を着実に進めてまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）それでは、再質問させていただきます。まず1点目、移住・定住の施策に関してでございますが、補助金制度を行ったとしても、地域になじめず転出してしまっ
ては意味がございません。受入体制を、行政として、どのような支援をどのように行う
のか、それを示す必要があると考えております。先日の、他の議員の皆さんの一般質問
では、当町の課題として、20代から40代までの子育て、若者世帯にターゲットを当て
て、この町に来ていただきたいという思いがあること、それから、その反面、その世代
の方々がまた転出してしまったりだとか、1年、この1年を見てみると、40代の転出が
増えていたというような御答弁だったと承知しております。ということは、海田町のほ
うに住んでみたいなと思っていらっしゃるんですが、なかなか定住してくれないという
問題が見えてくると思います。ということで、やはりその、この当町としてその受入体
制が十分でないということが、今のこの人口の動向に出ているのじゃないのかなという
ふうに思います。そのため、町長のほう、いろいろ御答弁いただいたんですが、具体的
にこうしますというようなお話は、私としては、受け止められなかったというふうに感
じております。まず、将来のビジョンを、町民の皆様、それから、これから移住を考え
ている皆様にお伝えすることが、町長の責務として大事ではないのかと思います。人口
というところは、数字だけではなくというふうにおっしゃいました。しかし、数値目標
がなく、何の施策も、具体性を持たないというふうに思います。例えば、昨日の西田議
員の一般質問でありましたように、例えば、5万人を目指そうというところで、ずっと
施策を続けていって、やっと3万人超の住民の増加に至るのではないのか。今までもそ
ういうふうな実績がございますので申されたのではないのかなというふうに思いますが、
そういう具体的な目標、ビジョンというものがないと、なかなか、この、絵に描い
た餅になるのではないのかなというふうに思いますけど、町長の姿勢、町長がどのよう
なビジョンを持たれて、具体的にどうしたいのかについて見えてこないの、そこにつ
いて町長のお考えをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）多岐にわたる質問でございますが、まず、玉川議員御指摘のとおり、移住補助金等によって移住をして終わりではなく、やはりその、そこがまずスタートだと捉えております。その移住者にとって寄り添ったソフト・ハード面でのサポートというのが非常に大事かと思っております。確かに、課題としては、移住してきたものの、その後、転出しているような実態も一部ございます。県の人口動態調査に基づく住民課窓口での聞き取りアンケートでいきますと、一番、海田町から転出する理由として多く挙がっているのが、住宅事情というのが一番多く挙がっております。よって、この移住の後の定住施策というところについては一つ、その住宅事情にちょっと着目した施策の展開が必要ではないかと考えております。人口ビジョンに基づく目標設定、K P I というところも、非常に御指摘のとおり重要かと考えております。3万600人というのが、非常に、人口減少が続く中で、今後5年間、今よりも600人増やすという、割とハードルの高い設定とは考えております。それをどう達成していくかというところは、各施策分野が連携して、施策を着実に進めるということで、それぞれK P I を設定しておりますが、一つ大きな指標としては、やはり移住してきた方が、町の満足度をどう高めるかというこのK P I は大事かと思えます。移住者が、町の施策が、どういうまちづくりを進めるのかいうのを理解してもらおうという御指摘も、そのとおりだと思いますし、一つの施策として力を入れているのが、やはりインナープロモーションとして、町の広報紙を通じて、町民の方々が、海田町がどのようなまちづくりを進めているのか、どこを目指してるのか、いうところは、広く周知浸透させていきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）町長のほうからは、御自身のビジョン、ないんでしょうか。

○議長（桑原）竹野内町長。

○町長（竹野内）私自身のビジョンといいますか海田町としてのビジョンですね、は、海田町総合計画のですね、後期基本計画、まさに皆様と一緒にですね、議論してつくったものがあります。その中で、将来の将来像としてですよ、住みたい、住み続けたい、帰ってきたいまちを目指して実現して頑張っていきたいというところで、各施策分野をですね、設定し、それにひもづく形でですね、K P I を設定したというところでございます。これは、議員の皆様方も御認識のとおりでございます。で、人口の達成のためにはですね、ある単独の施策を実行して達成できるものではなくて、やはり、議員がおっしゃるとおり、いろいろな分野の施策を連動しながらですね、やっていく必要

があるというふうに捉えております。それぞれのK P I の達成をしながらですね、総合的な施策を推進していく中で、人口ビジョンの目標値、令和 12 年の 3 万 600 人目指してですね、チャレンジしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7 番（玉川）その 3 万 600 人、12 年、12 年後、R12 か、ごめんなさい、6 年後でしたっけ。5 年後か。すいません。ということは、目標が 3 万 600 だと、なかなかいろんな施策を打っても、そこまで到達しないというのが実態じゃないかなというふうに思うんですね。先ほど言ったように、大きな目標を立てておいて、いろんな施策を具体的にやっていって、やっと少し伸びるかなというのが現実的じゃないかと思いますが、町長は、例えば 20 年後を見据えたときに、これぐらいの人口にしたいというような大きな数値目標は持っていらっしゃらないのでしょうか。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）20 年後の数値目標を持ってないのかというところでございますが、まず、この度策定しました後期基本計画においては、今後の 5 年間ということで、令和 12 年、2030 年までの人口目標を一つ定めておりますが、当然その先、20 年後も含めた人口ビジョンとしては推計を示しております。それは当然、5 年後の 3 万 600 人を達成することによって、その先、15 年後、20 年後も、人口をなるべく維持していくという目標設定をしているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○7 番（玉川）執行部としてはそのように、町長以外の方は、そのようにしかお答えできないと思います。フォアキャスティングで積んでいくというような方法だと思いますが、首長である町長だからこそ、バックキャスティングで、大きな目標を立てて、そのためには下ろしていって、今の施策につなげるべきじゃないかなというふうに思います。以前、町長は、公共設備整備に関する質問を私のほうがさせていただいたときに、行政は 100 年先を見据えるべきと言われていたんだけど、現実的には不可能だというような趣旨の御答弁をされたと記憶しております。確かに、100 年後の正確な数字を予測することは、誰にもできないと思います。しかしながら、一方で、人口構造の変化、どれぐらいの世代がどうなっている、どんな企業体を我が町に誘致してこんなふうになっている等の人口構造の変化や、地域コミュニティの在り方、また、防災対策とかですね、子育て環境など、これを、将来を見据えた準備を今からしていけないといけないという

のは、実際、そういうものではないのかなというふうに思っております。なかなか具体的なそういう数値目標も見えてきませんし、どのようなまちづくりを夢みて、今このようなことをしてるのか、具体的なことが何も見えてこない、きれいなことを書いてあるだけなんですけども、町長は、将来どんなまちでありたいというふうに考えておられるのか、まず、その大きな目標の人口規模というものを持っていらっしゃるのか、まちづくりの方向性について、町長が具体的にどういうふうなお考えを持って、御自身が高齢になったときの、次世代に引継ぎたいと思っていられるのか、自分の代だけじゃございませんので、自分が亡くなった後の次の世代ですよ。それをどうやってつなげていこうというふうに考えられているのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（桑原）よろしいですか。はい、町長。

○町長（竹野内）人口ビジョンの推計値は、社人研の推計よりですね、上回るような数値で、チャレンジングの数値として我々としては掲げているつもりでございます。今後ですね、30年50年後は当然、国全体、県全体もそうですけど、人口減少のトレンドが続くというふうな見込みの中での設定というところでございまして、やはりですね、人口が単一町の取組だけで拡大していくというのはなかなか現実的には難しいというような認識はしております。なので、当面はですね、このR12年の3万600人を目標に掲げ、それをできるだけですね、維持していくような取組をしていく必要があると私自身は認識をしております。その上で、将来に向けてですね、やはり私としてはですね、海田町で生活することの価値を町民の皆様が実感し、誇りと愛着を育んで、海田町に住んで良かったと思えるような町づくりをですね、皆様とともに進めていくことが大事だというふうに認識しておりますので、それを具現化するものとしては、海田町総合計画の後期基本計画に基づくですね、各種施策として表現させていただいておりますし、また、予算の中でもですね、適宜反映させていただいて、皆様に御説明をしているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）価値を持てるようなまちづくりしていきたいということで、概略は分かります。じゃ、それについて、先ほどの答弁では、いろいろ、横断的とか、耳を傾けるとか、大まかなことは言われたんですけども、それをどのように具体的に実施していくのか、そこが見えてきておりません。そこについては、どのように進められる予定なん

でしょうか。まずは、価値を持てるまちにするために、具体策を御答弁ください。一つでも二つでもよろしいので、お願いいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）町長が申しましたように、まず、後期の5年を、昨年度議決をいただいて示させていただいたところでございます。それに基づいて、単年度の予算を組んでいくことになります。で、この令和8年度の施政方針の中で、誇りと愛着のあるまちづくりであるとか、にぎわいと活力のあるまちづくり、子育て・教育のまちづくりというような、それぞれ、ほかにもあるんですけど、それぞれの分野を示して、その中に具体的な施策というものを、まあ、施政方針は、言葉で理念的なものを示しておりまして、それ以外に具体的な施策としては、それにひも付くものとして、新規・拡充事業というものを入れさせていただいたところでございます。具体的には、例えば医療費の無償化であるとか、小学校の給食の無償化であるとか、そういったものに重点的に予算を配分しまして、取り組んできたところでございますし、これからもそのようにしてまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）一つ分かったのは、やっぱり無償化のところですよ、一生懸命、公約として挙げられて、これまでも取り組まれたところ。そこについては、とてもいい方向性だと思います。同じようにですね、今後も、何がしたいのか、どこにターゲットを置いてどうしたいのかというのを、町長には是非、住民の方々に分かるように御説明いただきたいなと思います。お願いしておきます。で、定住施策、移住・定住施策ですが、移住して来られた方が、今まで、定住していらっしゃる方との関係性をどういうふうに保っていくのか、地域コミュニティをどうするのかに関しては、先ほどの答弁では、耳を傾けてというふうにしかな表現されておられません。耳を傾けるというのはどのような施策で、どういうふうに進めていけば地域コミュニティがしっかり保っていけるのか。今現在、自治会もどんどんどんどん解散したりだとか、若い世代の人は共働きなので自治会には入れませんということで、各御家庭御家庭で、あまりお話し合いもできない状態です。そこについて、定住していただくために、現在、その問題としても、出て行ってるというのは分かってるわけですから、定住していただくために、まず地域コミュニティをどのように考えていらっしゃるのか、御答弁お願いします。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本） どのように耳を傾けるのか、地域コミュニティとどのように接続していくのかというところでございます。具体的に、まず、この度創設した移住支援マッチング補助金の例でいきますと、当然に移住者との補助金申請とのやりとりがございますし、それによって移住された方ということについては、その後の手続も含めてきめ細やかなフォローアップはしていきたいと考えております。また、耳を傾ける手段の一つとしては、町長対話ボックスを通じて、かなり多くの御意見もいただいておりますし、例えば、広報紙においてもですね、町民の声を聞くということで、いろいろ意見くださいということで、今月号からQRコードを持ったところ、多数の御意見もいただいております。また、広くという意味では、住民アンケート調査、満足度調査もその一つでございます。そういったところで、住んでいる方の声に寄り添いながらですね、どういった課題があるのかというところを捉えて、また、地域コミュニティの接続の効果的な方法については、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○7番（玉川） 今おっしゃられたのは、現行と同じ行政対住民のやりとりですよ。これだと、地域コミュニティは生まれません。ここだけの話なので。なので、行政が地域と連携しながら、来られた方が、ここの地域に溶け込めるようなこの三位一体のシステム、昔はあったと思うんですよ。なかなかそういうのが、現在の世代では希薄になっております。そういう問題をどのように解決していくのかについては、今後しっかり御検討いただきまして、いい方向に持っていけないんじゃないのかなと思いますので、そこについてはお願いでとどめておきます。

続きまして、住民参加型の防災マップについての再質問をさせていただきます。この防災マップですね、30年7月豪雨の浸水箇所などの情報を新しいマップにも引き継ぐ予定というのは、この今回のハザードマップに盛り込むという理解でよろしかったんでしょうか。

○議長（桑原） 防災課長。

○防災課長（松井） 議員さんが今おっしゃったとおり、30年豪雨の際にいただいた情報について、新しいマップにも載せていく予定としております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○7番（玉川） では、その情報をどういうふうにとったとか、住民の皆さんからの声であるということについては、明確に示されるという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）前回マップを作らせていただいたときには、ワークショップをさせていただいておりますので、そのいただいたデータをそのまま引き継いでいこうと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）今まで、防災マップ、ハザードマップっていうのは、配る防災ということで、なかなか意識の向上とかにつながっていかなかった。これからは、配る防災から防災マップを使って育てる防災へと変えていかないといけないんじゃないのかなというふうに考えております。そのためには、防災マップづくりから、住民の皆様と一緒にくっていく。それ自体が、防災意識の向上にもなりますし、実際の避難行動につながることはないのかなというふうに思います。ハザードマップとはちょっと趣旨が違いますが、ハザードマップをつくった上で、例えば、それを見ながら、以前、西田議員が御提案くださった防災散歩をするだとか、それをしながら地域の防災マップづくりをするというような住民参加型の防災マップづくりについては御検討いただけないでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）議員御提案の防災マップ、地域での防災マップづくりにつきましては、自治会とか自主防災組織単位で訓練などされる際には、こういったものもございましてという御紹介もして、積極的につくっていただけるように取り組んでまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）はい。もうまさに、そこが問題点の大きなところだと思うんですけども、自主防災組織、実際に実効性のある活動ができている団体、組織がどれほどあるのか、疑問に思います。まず、その自主防災組織だったり、自治会の皆様をお願いするに当たって、それが稼働できるものなのかどうか、実際に実効性のある組織になっているのかどうかというのを知っておく必要があると思いますが、その活動実態についての調査なり御相談受けなどはされているんでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）個々の団体さんの活動実績や何かについては、まだ調査等はしておりませんけれども、個別に御相談に来られた際には、相談には乗っておるところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）ありがとうございます。まずはその、来てくださる方っていうところは、多分、防災意識の高い自主防災組織じゃないかなというふうに思います。で、まずはそこを皮切りに、進めていただきたいと思うんですけども、これは、どこかの地域だけでできればいいというものではなくて、全町民さんが自分自身の命を守るために、自助というところでは防災フェスなどをしていただいて、かなり浸透しておられますし、公助のところは皆さん一生懸命考えてくださっていると思いますが、なかなか共助のところがですね、これも全国的にですが、難しいというところですよ。まずは、この自主防災組織の活動の実態調査を行ってもらって、これは何をやってるかではなくて、どんなことにお困りかであったり、どうやったら、行政が何をしてあげたら、うまくいくのかというところについて、調査いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）今、議員から御提案いただいた部分について、今後調査をしていきたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）更になんですけど、具体的な運用支援というのが必要かと思います。例えば、自衛隊経験者とかが自主防災組織におられたら良いかと思いますが、全ての地域にそういう方がおられるわけではございません。なので、行政としてそれを引っ張っていく、支援をしていく必要があると思います。自主防災組織単体で自治会とぶら下がっている今の状況では、なかなか実行力がないのではないのかなというふうに思います。そこが、町とどのようにつながって、協力していくかという、組織づくり、システムづくりが必要かと思いますが、その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）町としましては、防災組織の育成のために、補助金の用意もしております。そこら辺も御紹介しながら、当然、訓練、このような訓練がしたいというのがあれば、そこにお手伝いも、町のほうとしては入れますので、そういった形で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）補助金は本当にありがたいものだと思いますし、補助金があるから防災訓練をしようかなというふうな動機づけにもなりますが、そうではなくて、いざのとき、

また、いざに備えるために、どのような自主防災組織をつくっていいのか分からない。それから、じゃ、何をすればいいのか、自主防災組織が。有事の際ですね、災害があった際に、どのように相談するのか、そのシステムが明確でないと思います。組織図的に、町のほうに、いつ、どのような連絡方法があるのか。どうやって、そのときに、要望したらいいのか。じゃ、誰が何をするというのを、図などで、住民さん、自主防災組織の皆様がつくられて、運用していくための、何かそういうものをつくっていただいたほうがいいのではないかと思います、それについてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）今回、議員さんのほうから自主防災組織等がですね、どういったところに困っているか、そういったのをまず調べてみてはどうかという御提案をいただきました。これにつきましては、取り組んでいきたいと考えております。その中で、その活動の中でお困り事をまとめてみると、町としてどういった支援が必要なのか、効果的なのかというものが見えてこようかと思いますので、そういったことも踏まえ、議員さんから本日いただきました御提案も踏まえてですね、今後、取組のほうを検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）是非、よろしくお願いいたします。今後の運用については、その次の段階だと思いますので、是非お願いいたします。じゃ、住民参加型の防災マップづくりをする際に、自主防災組織がない地域については、どのような手段で関わっていけばいいというふうにお考えでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）自主防災組織がない地域に関しましては、自治会を単位として、こういったものがございましてという御紹介はしていきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）多分、おおむね自治会があるところには自主防災組織があるんじゃないのかなというような認識なんですが、自治会がないところもございます。そういうところに関しては、どのように関わって、この防災マップづくりについて、検討しようと思われていますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）先ほど来御意見をいただいておりますとおり、なかなか地縁的なつな

がりというのが、現在のところ、なかなか厳しい状況があらうかと思います。そういった対応として、例えば、実際やられるところにですね、あわせて周辺の方々に広く声をかけるでありますとか、その地縁ではなく、ほかの何か共通項、もしあればですけども、例えば、こどもさんでつながるとかですね、何かそういったことはいろいろ考えられるかと思いますので、どういったことが可能か、そこらも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○7番（玉川） 是非、様々な、学校からであったりだとか、何らかのクラブとか集まりからとか、様々な方法を考えていただきまして、配る防災から育てる防災へと進んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、小中学生を取り残さない子育て支援について、当町としても問題意識は持っていていらっしゃるという答弁であったかなというふうに思います。なかなか、そこについて、組織横断的な連携のもとということで、結局、全方位方のまちづくりですとですね、何をするかばやけてしまうというのが、仕方ないところなのかなというふうに思うんですけれども、この子育て支援について、他市町の、今やってる包括的支援というのは、場所も要りますし、なかなか、検討していただくのには難しいところがあるかなと思います。例えば、今現在、当町がやっている支援施策、例えば、不登校支援をされてたりもしますし、保護者支援もそこでされていたりもします。しかしそれは、申し込んで、特定の人しか来れないみたいな立てつけになっているんじゃないのかなと思います。例えば、学校を休んだときに、行ってもいい場所としてそういうところがあり、そこに相談できる人がいる。また、学校休んでいても、そこで居てもいいよという空間がある。というふうな立て付けが必要かと思いますが、その包括的な居場所づくり、この役場にある誰でも自由に入れる、こういうところもすごく大事です。いろいろな居場所づくりが必要だと思います。高齢者の居場所づくりについては、いろいろ、体操であったりだとか、いろんなところで施策を展開されているところだと思うんですけども、ことに、小学校中学校の皆さんには、この居場所づくりというのがなかなかないというふうに聞いております。まずは、包括的な居場所づくりについて、例えば、当町に今ある資源を使ってできる方向で検討はできないのでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） 小中学生の包括的な居場所というお話かと思うんですけども、現在、

海田町では、海田町役場、それと、こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザの2か所をこども家庭センターとして、そういった拠点としております。イメージとしては、やはりそこが包括的な支援の拠点となるべきかと思っております。そこと、どのような施策を連携してやっていくかというのはちょっと、今後、調査研究していくところであるんですけど、拠点としてはその二つ。あとは児童館とか町民センターとか、そういったところを拠点にやっていきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）そういうところ、ただここは、なかなか、なんていうんですか、相談する場所であったりとかというのは難しいと思うんですよね。例えば、ここの地域は、こういうところに適した居場所ですよ。ここは相談とかで、こっちは遊ぶとか、様々な居場所づくりしていただきたいなと思うんですけども、具体的にそういうふうなカテゴリー分けをするか、まず一体化したものにするか、どちらの方向でもっていただきたいと思うんですけど、その辺り、ありますだけではなくて、その利用目的を明確にした居場所づくりというのををしていただけないでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（新藤）今課長答弁しましたけれども、居場所づくりとしては地域にたくさん複数あると思うんですが、ひまわりプラザには小中学生の集まる場所、プラスこども家庭センターがあります。こども家庭センターは、一応役割としましては、民間資源や地域資源と一体となった支援体制の構築をするという役割もございますので、今後はひまわりプラザのほうを中心に、居場所づくり、体制づくりをしまして、その分については広く周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）地域こども家庭センター、じゃない、こども、ですよね。ひまわりプラザにできているものなんですけど、ひまわりプラザと言えば、今までは、随分昔はね、小学生がよく遊んでいたとかしたんですけども、あるときのネウボラ対策から、未就学児が中心とした場所となってしまうました。だからこそ、小学生が遊ぶところを奪われたというふうな声をいっぱい聞いてきたんですけども、それが今後変わるという認識でよかったんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（新藤）そちらについては、午前中は未就学児が主に使って、午後は、今、

小中学生が1階で遊ぶっていうところは変わりはないんですけども、今後ですね、今、ひまわりプラザの1階を今年度改修する予定にしておりますので、その中で小中学生がより使いやすい改修というのを検討してまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）例えば、じゃ、そこに不登校のこどもたちが居て、居場所として、できるのかどうか。そういうことができるのであれば、本当に効果のあるところになると思います。で、そこでぽつんといたら、この子は何かあるのかなと思って、相談につなげることもできるんですけども、そのようなことは考えてなかったのじゃないのかなというふうに思うんですけど、その辺りいかがですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）不登校のこどもたちの居場所というところで、教育委員会としては、以前にもお話しした、例えば町の適応指導教室であるとか、学校の校内の適応指導教室であったりというところは当然準備をしつつ、そこにも位置づかない子に対しては、先ほど福祉保健部長のほうからあったようにですね、まず、相談であるとか、最初の窓口として福祉のほうの対応をもって、居場所とか、その相談の中身であるとかっていうことの具体とか明確化ですね、その点については御協力いただきながら、最終的にはやっぱり教育委員会の施設の中で連携をしながら居場所をつくっていくってところが、大切になってくると思いますので、連携という部分のところを密にしながら、先ほどあった、まず最初に位置づくところというところは、福祉のほうで窓口として開いていただいて、今後連携をしながら、学校のほうとか、教育委員会の諸施設ですね、のほうで対応していくというふうな道筋を、今後つくっていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）是非、ひまわりプラザのほうでもですね、不登校のこどもたちも来て過ごせるようにしていただきたいというのは、お願いとしてさせていただきます。で、あと、小学生の遊び場が結局ないという、元気な小学生の場合ですね。なかなか、公園で遊んでると、うるさいと言って、苦情を高齢の方から言われたとか、いろんなお話を聞きます。小学校のこどもさんたちの遊び場、元気なこどもたちが思い切り遊べる遊び場というのがないというふうにお聞きしておりますが、その辺りについてはどのように掌握して、どのように対策をされるおつもりでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）先ほどのひまプラがネウボラ専用的になったこととかいうような話もちよっと関連するんですけども、そういった、特にひまプラとかが使いにくく、小中学生が使えるのはちよっと制限されてきたということもあってですね、今、ひまプラの1階、先ほど部長が申しました今回改修させてもらうんですけども、その隣の学習室を、これから月2回程度なんですけれども、夕方2時間ほど開放したりとかですね、夏休みには4階のホールを5日間程度、開放したりはしてはおるというところで、できる範囲、今、拡大しようとはしているところではございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）小学生の元気なお子さんの遊び場については、これからも多分、建設部と教育委員会、そして福祉保健部が一体となって考えていただけることだと思います。今お聞きして分かったのは、ひまわりプラザが小中学生に対しても、1階のリフォームによって使えるようになるというのは非常にありがたいお話なので、そこについては、是非、使えるようになるということを、周知をよろしくお願いいたします。一番最後なんですけど、これ、どうしても、最後をお願いしたいことです。多子世帯への支援ですね。これ、保育料減免が予定されましたが、児童クラブ、一気に値上げをされて、とてもじゃない、ここでは児童クラブは使えないというような声をたくさんお聞きしました。それもあって、どんどん転出されるというようなお話も聞いております。なかなか、この児童クラブの利用については、先ほど、居場所の一つとしておっしゃられましたが、今の利用体系では、たくさんお子さんを持っていらっしゃる方が、お預けになってお仕事に行ける状態ではないというふうに思います。まずは、私はこの児童クラブの料金自体を、もう一度再考していただきたいと思うんですけども、なかなか、変えてすぐということで難しいかと思います。これは、後々の課題として残しながらも、是非、多子減免のほうは、すべきであるというふうに思いますが、それについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）議員さんおっしゃられるとおり、昨年度から値上げをさせていただきました、様子を見ている状況ですけども、多子減免につきましてはですね、町全体の財政状況、それから、仮に多子減免を行うとして、どういった方を対象にどれだけ減免するのかということも含めまして、現在、調査研究をさせてもらっているという状況ではあります。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）ちょうど値上げが始まった時期と、この40代の世代が出て行った、これ、リンクするんですよね。じゃあ、全然影響がなかったかということは、きちっと調査研究されて、本当にこれが適切なかどうか、町長、しっかり考えていただきたいと思いますので、この多子減免及びこの児童クラブの料金については、しっかり検討していただきたいと思うんですけども、町長としてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（新藤）今いただきました御意見をしっかり受け止めまして、今後しっかり検討してまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）なかなかね、すぐにどうこうっていうのは難しいと思いますが、しっかり人口動向、結果出ておりますので、それを真摯に受け止めていただきまして、今後、いい方向に進んでいくようお願いしたいと思います。

実はこの、今回、お尋ねした移住・定住政策、防災マップ、それから子育て支援というのは、一見すると別々のテーマに見えるかもしれませんが、しかしながら、私は、いずれも住みたくなる、住み続けたくなるまちづくりという町長の思い、この目標につながるものだと考えております。移住者が安心して暮らせる地域づくり、それから、災害時に命を守る防災対策づくり、そして、こどもたちが健やかに成長できる子育て環境づくり、これらは個別の施策ではなく、海田町の未来を支える基盤でございます。是非、部署の枠を超えて、町全体として取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。是非よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）10番、大江議員。

○10番（大江）10番、大江です。今日は大きく2点について質問させていただきます。その前に、質問通告書の中に抜け落ちた文字や訂正が3か所あります。訂正した通告書で読み上げますことを御了承ください。

一つ。小学校統合案と通学区域の見直しについて。全国的に生徒数の減少や少子化を見越し、高校・中学校・小学校の統合や再編を進める地域が増えています。この度、広島県教育委員会も2033年度までに県立高校を18校から7校に再編する計画を発表しています。私のふるさとでも、2002年に高校4校のうち3校が統合され、1校は廃校となりました。また、現在では、中学校3校を1校に、小学校10校を2校に再編し、さら

に辺地にある小学校、中学校については、義務教育学校へと、2028年度までに統合・再編予定です。小学校、中学校の統合により、バス通学が必要となる児童生徒も出てきております。学校の統合・再編にはそれぞれ目的があると考えます。主な理由として、生徒数の減少、少子化の進行、教師不足、人間関係の固定化などが挙げられます。特に中学校では、生徒数の減少により部活動が成り立たないケースも見られます。海田町では、現時点で、そこまで急激な生徒数の減少は見られません。むしろ海田南小学校では、児童数の増加により施設がひっ迫した状態となっています。一方で、海田西小学校は2クラス編成の学年が2学年のみで、あとは1学級となっています。今回、他地域の統合・再編の事例を示したのは、現在進められている海田小学校の建替えにおいて、将来的に海田西小学校との統合を視野に入れる考えが必要ではないかと考えたからです。現在、令和8年4月1日時点での各学校の全校児童数は、海田小学校では382名、海田西小学校では209名、海田東小学校では561名、海田南小学校では745名となっています。現在の海田小学校と海田西小学校の全校児童数を加えると591名となり、規模としても無理のない範囲と考えられます。また、令和8年3月時点での海田町の人口をもとに将来の児童数を概算すると、小学校1年から6年生、令和8年は1,897名、令和9年、1,909名、令和10年、1,859名、令和11年、1,840名、令和12年、1,840名、令和13年、1,757名、令和14年、1,731名となっており、令和13年から減少傾向が見られます。世帯数についても、海田西小学校区2,147世帯、海田小学校区3,580世帯、海田東小学校区4,202世帯、海田南小学校区4,516世帯となっており、海田西小学校区において、今後、大きく児童数が増加する見込みは高くないと考えられます。以上を踏まえると、将来的には中学校も含めた統合の検討が必要となる時期が来ると考えます。第5次総合計画においても、海田町の人口減少は、令和13年頃から進行すると見込まれています。それに伴い、児童数も減少していくと考えられます。これらを踏まえ、以下3点について伺います。一つ。海田小学校と海田西小学校の統合が、将来的に必要なと考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。二つ。海田小学校の建替えに当たり、将来の海田西小学校との統合を見据えた設計とすべきではないでしょうか。3点目。現在、海田南小学校は他校の2、3倍の児童数を抱え、施設がひっ迫しています。さらに、学区の三迫地域への新築住宅が増加傾向にあることも踏まえ、小学校の通学区域の見直しを検討してはどうでしょうか。

大きく2点目。財政運営について、都市計画税。現在、物価高騰が続く中、住民の皆

様の負担軽減が求められており、新たな税負担の導入については、慎重な判断が必要だと考えます。その中で、この度提案しようとしている都市計画税の導入については、無謀ではないかと思われるかもしれません。しかしながら、本町の現状を見ますと、学校施設の建替えを初めとし、橋や駅、連続立体交差事業など、大型事業が控えており、今後、多額の財政需要が見込まれています。さらに、財政調整基金についても、将来的な減少が懸念されており、安定した財源確保は喫緊の問題です。また、インフラ整備の観点からも、課題は明白です。道路の狭あいな箇所や通学路の安全対策など、住民の安全安心に直結する整備が十分とは言えない状態にあります。特にこの4月からは、自転車の交通ルールが厳格化される中で、道路環境の未整備は、事故のリスクの増大につながりかねません。こうした中、近隣の府中町では、平成18年0.1パーセント、平成26年0.2パーセントを、都市計画税を導入し、1年に約4.5億円を、都市基盤整備の安定財源として活用されています。都市計画税は、道路・公園・下水道などの都市整備に限定して活用される目的税であり、導入することで、計画的かつ継続的なインフラ整備が可能となります。本町においても、仮に導入した場合、年間2億から4億程度の財源確保が見込まれます。事業の着実な推進につながるものと考えます。住民の皆様には一定の御負担をお願いすることになりますが、その分、生活環境や安全性の向上という形で還元される意義は大きいと考えます。以上を踏まえ、本町においても、都市計画税の導入について検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか。町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（桑原）竹野内町長。

○町長（竹野内）それでは大江議員の質問の2点目につきましては私から、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

2点目の財政運営、都市計画税についての質問でございます。都市計画税は、道路や下水道、公園などの都市基盤整備に要する費用に充てるための目的税として制度化をされております。現在、広島県内で市街化区域が設定されている13市町のうち10市町が既に導入し、計画的な都市基盤整備の貴重な財源として活用をされております。本税を導入した場合には、都市基盤整備のための安定的な財源が確保され、その結果として、これまで充当していた一般財源を、福祉や子育て、教育といった住民サービス分野へ重点的に配分することが可能となる側面がございます。一方で、町民の皆様には新たな税負担をお願いすることにもなるため、その慎重な見極めが必要となります。このため、

まずは内部管理経費の削減をはじめとする徹底した経費の抑制に努めるとともに、自主財源の確保や有利な特定財源の活用など、歳入面における改善努力を不断に進めることが重要であると考えております。一方で、議員御指摘のとおり、今後、本町においては、様々な大規模事業を控えており、多額の財政需要が見込まれております。加えて、近年の物価高騰や労務単価の上昇などにより、投資的経費全体が増加傾向にもございます。特に、広島市東部地区連続立体交差事業のような大規模事業において、今後更に事業費が増嵩するような場合は、現行の歳入・歳出改善の取組だけでは必要な事業を安定的に進めていくことが極めて難しくなるものと懸念しております。このように多額の財政需要が見込まれる中においても、着実かつ計画的なまちづくりを進めるためには、安定的な財源の確保に向けて正面から向き合っていかなければなりません。その上で、将来世代に負担を先送りしない、責任ある持続可能な財政運営を行う観点から、将来の財源確保策として、都市計画税という手法の是非も含め、あらゆる可能性について議会の皆様と真摯に議論を深めていく必要があるものと認識をしております。それでは、大江議員の質問の1点目につきましては、教育委員会より答弁をさせます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）大江議員の質問に答弁いたします。小学校統合案と通学区域の見直しについての質問でございますが、1点目と2点目につきましては、令和7年度の人口推計から算出した児童数の将来見通しにより、令和47年まで、多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで大きく変わらず推移すると見込んでおります。海田西小学校は現在、1学年1学級または2学級であり、児童数としては200名を超える規模であります。現時点で、海田小学校との統合は考えておりませんので、それを前提に事業を進めてまいります。3点目については、近年の宅地造成等も踏まえ、海田南小学校の向こう5年間の児童数と学級数を推計したところ、児童数は750名前後で推移し、学級数は22学級から25学級で推移するものと見通しを持っております。現在、海田南小学校は24学級ですが、仮に25学級になったとしても、教室の確保は可能であり、現時点では、通学区域の見直しの検討の時期ではないというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）現時点で、通学区域の見直し検討の件ですけども、今、先ほど言われたように、海田南小学校は、まだ25学級になったとしても、教室の確保は可能ということで、通学区域の見直しはまだ検討しないということですが、この25学級になっ

たとしてもっていうその人数はどのくらいまでが許容範囲なんでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）25 学級掛けるの 35 になりますので、840、すいません、計算がちょっとできてないんですが、840 から 900 ぐらいまでの間で推移したとしてもですね、まだ対応が可能であるというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10 番（大江）私が今の海田町の 0 歳から小学校 6 年までのずっと令和 8 年度から 14 年まで概算しましたら、一番、児童数が 1 年生から 6 年まで増える人数は、来年、令和 9 年に 1,909 名となってます。で、現在の 1 年から 6 年も 1,915 名いますけれども、今の 4 校に入ってる生徒数は 1,897 名ということは、18 名が小学校をよその小学校に行ってるのかなというふうに計算をしたんですけども、令和 9 年で最高で 1,909 名になるってことは、今の 1,897 名、今のそのまま継続っていうんじゃないですけども、言われましたので、この統計からしたら、確かに今の南小学校、校区区分しなくても、何とかなるかなというふうには思ったんですけども、先日、西田議員が質問したときに、オープンスペースを利用されると言っていましたけども、オープンスペースの話出てませんでしたか。人数が増えても、それがあるから、まだできるという話をされていなかったでしょうか。勘違いでしょうか。すいません。ちょっと。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）すいません、趣意の確認というか、海田東小学校の件、海田南小学校の件でしょうか、どちらでしょうか。

○議長（桑原）大江議員。

○10 番（大江）すいません。西田議員は海田東小学校でしたね、確か。質問が。はい。すいません、私、海田小学校が現在 382 名なんですよね。今、西小が、確かに 200 名超してるとは言っても、209 名なんですよね。現在。今から、来年度までは人数が増えますからいいんですが、私の言ってるのは、今じゃなくて、令和 13 年度あたりに、かなりの人数が 1,757 名。今、海田町の住民に登録している 1 歳から 6 歳までのこどもですね。その子たちが小学校の 1 年 6 年になるときに 1,757 人ということで、かなり少なくなってくるわけですよ、人数が 100 人余り。そうすると、やはり、今の町の財政とか縮小とか、いろいろ、それから国が統廃合を今、促してますけども、そういうことを考えると、この 13 年辺りをめどに、統廃合というか、そういうものを考えてはどうか

と。そのためには、海田小学校の教室、せめて3学級ずつぐらいとか、そういうふうな、予定しての建設を考えたらどうかというところで、ここを提案したんですけど、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）議員御提案の、2校を足したときに海田東小学校程度の規模ではないかというところで、統合検討するのが良いのではないかというふうなことでございますけれども、昨日の話の中でもあったと思うんですが、こどもたちの教育環境を変えるという部分でいくと、かなり家庭への負担が大きくなるというところがございます。特に、学校が変わるというところになると、御家庭での負担というところが5、6年の部分でいくとですね、かなり負担が出てくるということ。それから、現状のいろいろな統廃合の他市町の基準であるとかですね、それから、地域住民の声をもとにした統合案に対しての対立意見等を踏まえたときに、現状、そこに手をつけてしまったりとかですね、見通しが持てないまましていくとですね、なかなか校舎の建設自体も遅れていくことになる可能性もありますし、200人の学校をですね、県内で統合してまとめるという事例は、ほぼほぼなくてですね、やはり複式であるとか、50人規模を統合対象として対応している案がほぼほぼでございます。そうなったときに、地域住民の感情であったり思いであったりですね、それからこどもたちの負担感を考えたときに、200人という数字で統合案を出すことが妥当であるかといったときに、最終的には数字の部分でなかなか合意が得られないというふうに、私のほうは検討として持っております。というよりも、今は学校の維持をしながら、学校規模が、もし、現状計画をしていく海田小学校の規模に海田西小学校が入るだけのゆとりがあるような現象をもし見せていく時期があれば、統合案も検討していく必要があるのではないかと。そのほうが、財政的な面でもですね、大きな建物を建てずにですね、校舎を有効に活用できるというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）今おっしゃってたのは分かります。それで、今、私は、統合は今ではなくて、今おっしゃったように令和13年度に、かなり児童数が減るんですよ。先ほど言ったように、1,757名になります。約140名近く少なくなってくるわけですよ。その間に転入することもあるとは思いますが、今のこの時点の1歳から6歳までのこどもの年齢を1年から6年と計算した場合、令和13年度には1,757名となるんですよ。だから、私のめどとしては、その辺りをめどに、そういうことを考えながらしたらどうか

ということなんです。だから今、教室に、海田小学校に、教室にゆとりをとということで、そうであれば考えるということでしたけども、それならば、今の海田小学校は多分、今の現状の海田小学校のクラス数と、その多分、建設にはなと思うんですが、今の海田小学校人数に西が入った場合に、今の海田小学校の建設をそのままの形で行って、13年後に児童数少なくなったときに、まだ、あ、13年後じゃないです、すいません、令和13年あたりが一番こどもが少なくなっていくあたりなので、そこで、スムーズに、もしそこが、今言われたように教室のゆとりとかあったら、それは統合も考えますということでしたけども、その教室関係は、現状のままの教室の建設で素案なんかされるんでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）現状、大江議員が示されているのは、町内の小学校全体の人数であって、校区ごとにですね、区分けをしたときに増減というのがなかなか見えづらいというところがあって、状況としてはですね、令和2年から令和8年まで増加、増加率ですね、人数ではなくて増加率、1世帯当たりの増加率を見たときには、実は海田西小学校一番多いという状況で、1世帯当たりの人数でいくと一番多くてですね、マンションが2棟建つことによって70世帯増えて、その影響で30名ちょっと西小が増えてる状況がございます。これだけを見てみると、過去のデータでいくとですね、海田西小も、まだ、土地が空いた場合にはですね、増える余地もございますので、軽々にですね、令和13年度をめどに、くっつけるということはなかなか検討しがたい。将来的に本当に減っていったら、現状も減る姿が見えるところまで推計をもって見据えていかないと、現状の統合の案にはならないというふうに私は考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）世帯がですね、先ほど言われましたけど、世帯数を、私は現在の西小学校区の世帯数をお示ししたと思うんですが、西小学区、現在2,147世帯なんですよ。で、それらを見て、今からマンションが建つかも分からないということなんですけど、一応ここは準工業土地のような感じなので、そこまでたくさん建つかなっていう、これは私の予想なんですけども、そういう予想した上で、これ以上そんなにたくさん人数が増えないんじゃないかという予想のもとで、今、私は提案したんですけども。やはり、教育長としては、教育長の考えは、まだ、今、マンションがたくさん増えたことで、こどもたちの児童数が増えたっていうことなんですけども、1年生なんかは、1学級というの

は、全然、ほとんど変わらない状態ですよ、増えた増えた言っても。学年がほとんど 1 学級っていう。で、その 1 学級でずっと 6 年間通す。私は教育の立場から、1 学級ずっと同じ子どもたちでいて、例えば、いじめがあったとしても逃げ場所がない、とか、教育的にもどうなのかなっていうのもあって、統合の案をちょっと示したんですけども、それはどうでしょう。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）いろいろな論点があるので、まとめた部分というところと個別の部分でお話をさせていただきたいと思います。まず、いじめについては、クラス替えをもって解決するということはまずございませんので、いじめそのものをなくしていくという取組をしていかないといけないので、学校が大きかろうが小さかろうが、いじめに対する取組はまたちょっと学級数を増やすとかということは別問題として考えないといけないというふうに思っております。それから、答弁案の中で、通学区域の見直しの検討の時期ではないというふうにお話をさせていただきました。通学区域の見直しの検討の目的はですね、何かというと、標準学級数というのがあって、12 学級から 18 学級が標準とされています。できるだけ町内または市内の教育環境をそのような学校規模に整えていきたいと思いますというのが、通学区域の変更になりますので、目的としてはですね、となると、時期として見極めるのは、まず先に、通学区域の検討をしないといけないというのが前提に来ていて、もし、先ほど言ったように、海田南小学校が 25 学級を超えて 28 とか 9 とか 30 になることが想定されるのであれば、まず、その学級が、持てない人数を海田西小学校であるとか海田小学校へ振り分けるという作業をして、できるだけ今の 8 学級 9 学級というものを 12 学級とか 13 学級に持っていけないといけないというのが大前提になってくるので、そうなったときに、統廃合してしまうと学校そのものがなくなってしまう。で、海田小学校と海田西小学校くっつけてしまうと、もうその時点で 18 学級になるので、次、加えることができなくなるんです。ということを見ると、現状の 4 校の中でバランスをとっていくというのが大前提にあって、その次に統合案というのが出てきますので、順番としてはですね、やはり現状の 4 校をしっかりと見据えて、本当に減る時期が、4 校を見据えてバランスよく減る時期が見えてきたときに、先ほどの検討の順番でやっていかないと、先行きの部分でいくと、非常に私も不安に思っていて、子どもたちが増えるのはうれしいことなんですけど、逆に教室とか学校数のところで、本当に今、攻めぎ合いの時期だと思ってますので、見据えるためには、毎年、児童数を

確定して、そこから5年6年先を見据えながら毎年検討していかないといけない。今その時期なんです。それを、13年ということを決めることができないというのが、今現状としてございますので、そこも御理解いただきながらですね、時期が来たら、通学区域の再編をまず最優先としてやっていかないといけないというふうに思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）時期が来たらっていうことですが、その時期というのは、一応、教育長も何年ごとのスパンがあると思うんですが、どのくらいのスパンで、今これなら大丈夫。毎年でしょうか。それとも、何年かのこの標準をはかっているのでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）毎年的人数と、そこから試算した5年6年先を見て、学校規模によってキャパを超える場合には、そこから、審議会を開くのに1年間は検討の時期がかかりますので、その翌々年あたりから変更していくというふうな手続になってまいります。毎年検討しないと、この時期は多分、見落としがちになっていくというふうに思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）毎年で、5年先を見越すということですから、ちょうど令和13年に児童数がすごく減ってきますので、やはり、そこをめで、もう一度再度、毎年やっているのでしょうか。やはり、そこで本当に再検討をするつもりはないのでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）教育委員会会議または町長部局との調整の中で、検討は、数字を見ながら毎年やっていくんですけども、審議会を開くということと、協議を、検討するということはちょっと別物ですので、そこは御配慮いただきながら、数字を見ながら、通学区域の変更の諮問を出すという手続をする時期を見ていくということで、お願いします。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）では、先ほど言われましたように、まず順番的に、こどもの児童数とかした場合に、増加したときに、通学区域の見直しをして、それから統合するかという、そういうふうな順番で教育委員会のほうは考えているということで、それでもまだ、毎年のローリングを見ながら、いつとは分からないんですけども、その時点で考えるっていう答弁でよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）数字の検討を教育委員会内でしながら、審議会を持つ時期をいつにするか決めていくということで、まだ審議会を持つ時期を決めてないという状況でございます。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）都市計画税の手法の是非も含め、あらゆる可能性について考えるということなんですけども、なぜこれを提案したかといいますと、今、本町において学校施設の建替えとか公共事業の更新とか、更に、駅とか連続立体交差事業とか、今後も多くの大型事業が予定されておって、財源確保は避けて通れない課題であると認識しているんです。そしてしかも、令和13年度には財政調整基金が1けたになるのか2けたになるのかという予想も出ています。それで今、町長部局のほうは一生懸命儉約して、財政調整基金を積立てを増やそうとしてるんですけども、その増やそうとすると、先ほどここにありましたように、ほかのところにしわ寄せが行くわけですね。特に、海田町の場合は、扶助費ですか、あれが半分、かなり町の財政の中に占めてますので、その分を締めつけると、ほかの施策にしわ寄せが行くということで、私は、それはそれで十分に施策に投与して、そして、これはこれで安定財源として獲得してはどうかという提案をしたわけなんですけども、一応、答弁のほうには、手法の是非も含めて、可能性についてということなんですけども、これはやはり、さあ、都市計画税を入れましょうかというとき、そのときになったら、既にもう財政的なものが難しくなってくるんじゃないかと思うので、その財源確保とするとするなら、事業費が、例えば、駅の事業費、それから連立立体交差事業のいろんな事業は、それらが具体化してから財源を検討するのではなくて、その前に、そのときに検討したんでは、お金がないと言って基金の取崩しでほとんどなくなる状態、将来、住民に負担の増加につながる懸念がありますので、事前の備えが必要であると考えられます。それで、今から、今からっていうんですか、この今の検討は、今後、大型事業、それらが明確にするよ、予算はある程度、概算予算なんかが分かりました時点で、この都市計画税の導入を明確に判断して、時期を設定したらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）都計税のことについては町長答弁のとおりですので、ちょっとそれは繰返しませんけども、施政方針にも述べたように、収支見通しの更新とリスクシミュレーションしながら財政運営を安定的に進めていきたいというふうに述べておりますの

で、まずは、そういったことをしっかりしながら、財政の安定化に努めていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）それでは、いろんな事業の見通し、予算の見通しをしながら、その上で、この都市計画税を導入するかどうかを考えるという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（夏目）答弁にもございましたけれども、実際、大規模プロジェクトが次々とありまして、今、財政の収支見通し、これローリングしていくって答弁ありましたが、必須であると考えておりますので、今、モニタリングしているところです。なおかつ、今プロジェクトの事業費そのものがどうなっていくかということも今不透明でございますので、その辺りが明らかになっていくところも一つのタイミングかもしれませんが、その上で、都市計画税も、是非も含めて検討していかないといけないというのは、課題として認識しておりますので、その際には、議会の皆様としっかり相談、協議させてもらいながら進めていきたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）じゃ、今言われたように、不透明が明らかになっていくので検討していかねばならないという思いはあるようなんですけども、その検討するその時期というんですかね、それはやはり、どこで検討していかねばならないという、明確な返事を教えてください。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（夏目）時期ははっきりここだっていうことは、特段言えるものじゃないと思います。ただし、この時期に皆様と議会に相談していかないと間に合わない、もう間に合わなくなるっていうのじゃまずいので、それが手後れにならないように、皆様には、御相談していかないといけないとは思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）本町が、大型事業を着実に進めていくには、財源の裏づけを伴った計画的な財政運営が不可欠であります。その選択肢の一つとして、都市計画税の導入を検討していただきたいと質問したわけですけども、今おっしゃっているのは、この時期に間に合わない、だから早めにその対策を練って、この導入するかの可否を決めるということですか。一応、もう否じゃなくて導入はしたい。しかし、その時期は、予算の財政調

整基金とかの様子を見ながら、早めに住民さんっていうか、議会に知らせるということの判断でよろしいんでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（夏目）導入したいということではございません。導入しなければ財政運営がや
っていけないという状況が見えて来る、若しくはそういう試算になればですね、そこは
やむを得ない判断になるかどうか、真摯に議会の皆様に相談させていただきたいとい
うところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○10番（大江）どうするか分からないということですけども、選択肢の一つとして、都
市計画税の導入を排除すべきでないと考えます。少なくとも、一定の節目において、導
入の可否を判断する仕組みを設けることを強く要望して、終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため暫時休憩をします。再開は10時45分。

~~~~~○~~~~~

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。12
番、岡田議員。

○12番（岡田）12番、岡田です。3点質問させていただきます。

まず最初に、町長の政治姿勢として、憲法9条の改悪と非核三原則の見直しについて
伺います。高市首相は憲法9条を変えて戦力を持つことを明言をしております。4月12
日の自民党大会で、時は来た、改正の発議にめどが立った状態で来年の党大会を迎えたい
と、改憲発議に1年で道筋をつけたいと具体的な日程を示し、国会での改憲論議を加速
するべきだと主張しました。これは憲法第99条の憲法擁護義務を一番守らなければ
ならない立場の内閣総理大臣として、問題だと言わなければなりません。憲法9条の戦
力不保持という世界に誇るべき戦争放棄の条文は、広島・長崎の惨状を目の当たりにし
て、原爆の惨禍を繰返してはならない、二度と政府の行為によって戦争を起こさない
という戦後の人々の決意が込められています。憲法9条を持つ意義について町長の認識を
お尋ねをいたします。こうした明文改憲と並行して、戦争国家をつくる実質改憲も着々
と進められております。安保三文書の前倒しの実施に続いて、更なる防衛費の大幅増額

とそのための増税が進められ、あわせて国家情報局の創設やスパイ防止法の制定によって、国民を監視する体制づくりも進められようとしています。高市政権の本音である改憲と大軍拡の姿勢が明らかになり、選挙で獲得した多数の力を背景に、戦争国家づくりが着々と進められております。また去年の首相就任以来、高市首相は非核三原則の見直しをいまだに否定していません。持ち込ませずの見直しの危険性です。持ち込ませずを見直すことによって、在日米軍基地のみならず、自衛隊基地内に米軍の核兵器が持ち込まれかねません。日本が直接核保有していないとしても、実際に国内に核兵器が配備をされる事態となれば、持たずの部分すら曖昧になるのではないのでしょうか。さらに、昨年 12 月には、安全保障政策を担当する政府の幹部が、日本も核保有すべきという発言をしました。これに対して、官房長官はコメントせず、政府幹部の処遇についても触れませんでした。今や、非核三原則の見直しにとどまらず、核保有発言まで政権から飛び出す状況になっています。今まで非核三原則の堅持を明言しない首相は、これまで一人もいなかったということです。被爆の実相を語る被爆者が少なくなる中で、非核三原則は犠牲になった多くの被爆者や救済をされることなく亡くなられた被爆者、今も尊厳をかけてたたかっている被爆者の叫びであり、戦後を生きる私たちの決意です。だからこそ、歴代首相も、国是として堅持をする立場を表明してきたのではないのでしょうか。町長はこのような非核三原則の見直しについて、どのような思いをお持ちでしょうか。お尋ねをいたします。また、非核三原則の見直し発言の撤回を求めるべきではないのでしょうか。

二つ目に、海田高校と安芸南高校の統廃合について。広島県教育委員会は、5 月 15 日に開催された教育委員会会議で、2033 年、令和 15 年までに都市部の高校 18 校を 7 校に統廃合する県立高校の再編統合に関わる計画を決定しました。基本的には 2 月に公表された素案の内容を維持するもので、生徒や保護者の直接的な当事者はもとより、対象とされた学校の同窓会、学校所在地を中心とする地域などの多方面から戸惑いの声や計画見直しを求める声が上がっています。拙速な再編、統廃合に反対するという声を顧みないものになっています。安芸南高校と海田高校の統廃合も計画されております。1、広島県の公立高校を守る会は、これまで再三にわたって、県立高校再編統廃合計画は、広島県の教育の未来に関わる重大な計画であり、拙速に進めることなく十分な時間をかけて地域住民や当該校の子どもたちの声をしっかり聴き、全ての関係者の合意のもとに計画を進めることを、強く要請してきました。しかし、県教委はこれらの要請を受け入

れることなく、全く無視をしてきました。初めから統廃合ありきで進められ、教育委員会が大切にすべき誠意ある説明や合意の努力が極めて希薄だったことは明らかで、このような県教委の姿勢こそ大きな問題があります。そこで質問します。まず一つ目。町長は、高校 18 校を 7 校に統廃合する県立高校の再編統合に関わる計画や拙速なやり方や地元や同窓会などに十分に説明もないやり方をどのようにお考えなのか、見解をお尋ねいたします。県教委は、学校の当事者、生徒、PTA、地元自治体、小中学校の生徒・児童・父母、地域住民、同窓会、教職員の意見や要求を直接聴き、合意形成をすべきですが、町長の見解を尋ねます。二つ目に、県教委が進めようとしている再編統合計画は、こどもたちの教育を受ける選択肢を狭め、こどもたち一人ひとりに対する教育の機会均等にも大きな影響を与えます。全てのこどもたちに、自分たちに合った教育を受けられる機会を保障することこそ重要です。しかし、県教委の再編統合計画には、その観点が全くないと指摘をせざるを得ません。全てのこどもたちが自分たちに合った教育を受けられる機会を継続をして保障するためにも、現在の高校の存在意義は絶大です。計画どおり、安芸南高校が再編統合されるということになれば、安芸区から県立高校がなくなる事態になり、地域や生徒からも不安の声が寄せられております。通学距離や費用の負担が増えるという指摘に対してもまともな回答がありません。再編統合案は、地域や保護者、こどもたちの実態を考慮することなく、教育予算の削減と効率化のみを重視をした、一方的で機械的な再編・統廃合計画だと指摘をしました。質問 2、こどもたちの教育を受ける選択肢を狭め、こどもたち一人ひとりに対する教育の機会均等にも大きな影響を与えることについて、町長はどのように考えておるか、見解をお尋ねをいたします。統廃合によって両校の歴史がなくなることについての見解をお尋ねをいたします。3 番目に、県教委は、広島県の公立高校を守る会の要請に対して、生徒減が続いており、避けて通れない。将来を見据えて統廃合という先手を打たなければならないと回答しています。生徒の減の傾向が今後も続くことはあり得ることかもしれませんが、それに対する対策が、高校統廃合という選択肢しかないのか。まずは県教委を含む県当局が行政として責任を持った少子化対策を示すべきではないでしょうか。それが明らかにされないまま、一方的に、生徒が減少するから統合しかないとの方針は、行政として責任放棄で、少子化を自ら加速させる施策と言わざるを得ません。県教委は、1 学級原則 40 人、1 学年 4 から 8 学級を望ましい適正規模と固執をしております。これでは少子化が進む中、やがて多くの高校が統廃合の対象になり、不登校の生徒が増え、一人ひとりに行き届い

た教育が求められる中、30 人学級などの少人数学級の推進や、小規模校の教育的意義こそ尊重すべきではないでしょうか。質問 3、県教委による、生徒減が続いており避けて通れない。将来を見据えて統廃合という先手を打たなければならない、この施策をどのようにお考えなのか見解をお尋ねをいたします。不登校の生徒が増え、一人ひとりに行き届いた教育が求められる中、30 人学級などの少人数学級推進や、小規模校の教育的意義こそ尊重すべきですが、町長の見解をお尋ねをいたします。4 番目に、2 月に公表された素案、文部科学省の高校教育改革に関する基本方針、グランドデザインの広島県版としての具体化で、この中で、高校から大学・大学院まで一貫した教育改革により、強い経済や地域社会の基盤となる人材育成を実現をする、そのための学校の特色化・魅力化が強調されています。この方針の具体化として、昨年 12 月の国の補正予算で、高校統廃合などに財政誘導する約 3,000 億円の基金を創設し、広島県を含む都道府県は、グランドデザインを踏まえた高等学校教育改革実行計画を策定をして、高等学校教育改革促進基金が 3,000 億円の規模で新設をされ、都道府県に公募され、5 月 15 日までに 3 回に分けて申請を受けています。これらの経過を見るならば、県教育委員会は、交付金約 60 億円を受け取るために、反対の声を押し切って今回の計画を強行したと言わざるを得ません。質問 4、60 億円の交付金の申請の締切り間際に、拙速に統廃を決めたこと、十分な説明もないまま、安芸南高校、海田高校の統廃合に対して抜本的に見直しを求めるべきだと思いますが、町長の見解をお尋ねをいたします。

3 番目に、新たな支援策と今までの物価高騰対策支援策の検証とその効果は。これまで町は、115 店舗の企業に協力などに協力していただき物価高騰対策をされてきましたが、これまでの 5 回の支援策の検証とその効果はどのようなものになっているのかお尋ねをいたします。また、最近の物価高騰やホルムズ封鎖危機の影響による中小業者への実態を調査すべきではないか、お尋ねをいたします。政府は現時点で、資材の高騰に苦しむ中小業者に対する手当ても何もしていない。コロナ禍と同様か、それ以上の対策が必要だと言われております。町長は町独自の物価高騰対策や県とも協議をして、政府に経営危機打開の実効ある支援策を求めるべきではないでしょうか。見解をお尋ねをいたします。

○議長（桑原） 竹野内町長。

○町長（竹野内） それでは岡田議員の質問に御答弁をいたします。

1 点目の憲法第 9 条の改正や非核三原則の見直しについての質問でございます。憲法

第9条は、我が国の平和主義を具体化したものであり、平和国家としての在り方を示した極めて重要な規定であると認識しております。また、非核三原則の見直しにつきましては、政府において、この非核三原則を国是として堅持する方針を表明されているものと承知をしております。

2点目の海田高校と安芸南高校の統合についての質問でございます。1点目につきまして、県立高校の再編に当たっては、地元周辺自治体や生徒・保護者など学校関係者、同窓会等に対し、当該方針に至った経緯や将来の県立高校の在り方などについて丁寧な説明を行うべきであり、関係者の意見を真摯に受け止めた上で、今後の対応を行う必要があると考えております。こうした考えの下、広島県町村会として、地元関係者への十分な説明を求める意見書を、広島県知事及び教育長へ提出したところでございます。2点目につきまして、当地域に複数の高等学校が存在することは、近隣市町を含めた中学生の進路の選択肢を確保する上で重要な役割を果たしております。このため、統合に伴う学校数の減少は、通学環境や教育内容の多様性の観点から、生徒たちの進路選択の幅を狭める懸念があるものと受け止めております。また、本町に所在する海田高等学校は、長年にわたり地域に根差した教育活動を展開し、地域社会を支える人材を輩出してきた伝統ある高校でございます。今後の同校の在り方の検討におきましては、校名や校風、教育理念など、これまで培われてきた学校の歴史や伝統が十分に尊重されるべきであると考えます。3点目と4点目につきましては、広島県の教育行政の個別具体的な内容につきましては、直接お答えする立場にないため答弁は差し控えますが、海田高等学校が所在する立地自治体として、今後の動向を重大な関心を持って注視してまいります。

3点目の、新たな支援策と今までの物価高騰対策支援策の検証とその効果についての質問でございます。議員御指摘のとおり、令和2年から5回にわたり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い大きな影響を受けた地域経済の活性化及び町民の生活支援を目的に、国の交付金を活用した地域経済応援クーポン発行事業を実施いたしました。本事業は、いずれの回も高い使用率であったため、事業者の下支えにつながるなど、一定の成果を収めることができたものと認識をしております。また、物価高騰の影響等に関する実態調査につきましては、国や県が公表しているデータを注視するとともに、広島安芸商工会などから地域の現況に関する情報収集に努めているところでございます。引き続き、町村会を通じて国・県へ所要の要望を行うとともに、国の交付金等の動向を注視し、今後、新たな財政措置がなされた場合には、その内容を精査した上で、必要な支援

策へ機動的に対応してまいります。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）最初の、憲法9条、憲法の問題なんですけれども、9条が我が国の平和主義を具体化したものであり、平和国家としての在り方を示した重要な規定であると認識をしておりますと町長は言われておるんですけれども、今、これが、今の政権で、内閣総理大臣がこれを変えるんだということを明言をしておるわけなんですよね。ということは、今のこの平和国家の在り方そのものが根本的から変わっていくということなんですけれども、そのことについての町長の認識ですよね。これ、変えてええんかどうかも含めて、もうちょっと、町長自身が具体的に、このことについてどのようにお考えなのかお伺いしたいんですけれども。それと、今の非核三原則についても同じなんですけれども、国是として認識をしておるということですけども、これも、内閣総理大臣が変えると言うとるんですよね。今の、どういうんですかね、国会の情勢を見ると、もう3分の2、衆議院で、多数ととるわけですから、変えようと思ったらいつでも変えられるわけなんですよね。そのことについての認識を、今のこの9条の立場と、この、特に広島だったら非核三原則、持ち込ませずの見直しですね、これを町長としてどのようにお考えなのかというのをもう一度お願いいたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）まず、憲法の改正につきまして様々な報道はありますけれども、現在の改定に向けた取組が行われているとは認識をしておりません。また、現政権におきましても、非核三原則を国是として扱っているというふうに発表されておりますので、そのとおりであると認識をしております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）それが、今、そういう状況にないから、どんどんどんどん憲法を変えていくんだと。日本が戦争する国に、どんどんどんどんそうやってきよるわけなんですよね。それについて、町長として、どう思うとるかいうのですよね。だから、今の非核三原則にしても、政府の内部から安全対策を担当する人が、日本も核兵器持たないけんだという声が出てきて、それに対して何ら処罰もされないと。以前も、こういうことを言った閣僚か官邸の人がおったんですけども、そういう方は、すぐに罷免になったんですよね。でも今回は、今のは全然何もおとがめなしだということで、だから、このままですとったら、本当にね、今の与党は多数を持っておるわけですからね。で、国会の状況

を見ても、みんなこう、いろんなことで協力してくるという格好の中で、それはもう、このまま、例えば法案が出たら、もうそのままスイススイというような格好になっ
るんですよ。それに対して、今、あんまり新聞とかテレビじゃあんまり報道せん
のんですけどもね、毎日のように、国会の周辺では、一般の人がものすごくデモしよっ
てんですよ。アピールをね。そういうふうなことで、だから外国の新聞やなんかだと結
構報道しとるんですけどもね、日本だったら、あまり報道しないと。この前の憲法記念
日やなんかだったら、有明防災記念公園ですかね、何かあそこに5万人ぐらいが集まっ
て、憲法を変えるなという抗議行動を起こしとるわけなんですよ。広島でもそうなん
ですよ。一般の人たちがそういう行動をしとると。こういう今状況なのに、今までど
おり国是として指定をしておるという状況じゃ今はないんですよ。だから、今もう変
えられそうなというときに、町長の認識ですよ。これをどう捉えられとるのかと、今
までどおり変わっちゃおらんというふうな、今はそういうもんじゃないんですよ。今、
変えようと思ったらいつでも変えられると。戦争をするいうんからか、ミサイルもどん
どんどんどん、スタンドオフミサイルやなんか、どんどんどんどん自衛隊に配備をしと
るというふうな状況の中で、防衛費も、今GDPが、この前新聞に載ったのは五百
九十兆円なんですよ。だから、そのもう前は1パーセントで5兆円だったんだけ
ども、もう今は2パーセント3パーセントになっても、10兆円とか15兆円、どんど
んどんどん膨れ上がってきて、その反動で、福祉や暮らしや教育がどんどん予算がどん
どん抑えられていくという格好になってきよるわけなんですよ。そういうふうな中で、
今のこの町長の認識ですよ。これを改めてお伺いします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）憲法を改正する議論となりますと、やはり、国会で十分な議論がされ
ることになろうかと思えます。また、憲法を改正するとなると、その後、国民にも十分
に説明をされて、国民投票という手続もございますので、そういった手続の中で十分な
議論がされることになろうかと思えます。海田町といたしましては、これまでも町長が
答弁しておりますとおり、非核宣言も行いまして、平和首長会議の一員として、核兵器
の廃絶と世界の恒久平和に取り組んでおりますので、引き続きその方向で取り組んでい
くものと認識をしております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）そう言われるのでしたらね、しっかりとね、その方向で取り組んでいっ

てもらいたいと思うんですけども、何かこう、今、例えば、こういうふうな問題を、例えば、広島市長なんかに同じようなことを言ったら、広島市長は、国是とかいうようなことは言わんのです。やっぱり、憲法9条を変えちゃいけないとか、非核三原則を守らないけんというふうな。今の政府の対応いうんか、それをある程度批判をされるわけなんですよね。海田町長は、そういうことはあんまり出ないというふうなので、ちょっと残念だなという思いがします。

あとそれと、海田高校、安芸南高校のあれなんですけれども、県の教育委員会が十分な説明をするということなんですけども、説明をされないままこういうことになっておると。先日、安芸南高校の同窓会の方が来られて、もう絶対、安芸南高校をなくすことは駄目なんだと、同窓会としては一致をしとるみたいなことを言われたんですけども、それに対して、学校側との、話し合いいうんか、そういうものが余り持たれないんですよ。そういう中で、特に、ほかの自治体の首長さんは、すぐ教育委員会のほうに行って、これはどういうことだ、駄目なんだというふうな意思表示をされておるんですけども、この前、竹野内町長は、同窓会の方が来られたときに、中国新聞の取材に対して、立場が違うために直ちに判断はしかねるが、同窓会からの要望等に対して真摯に対応し丁寧なプロセスになるように機会を捉えて県に伝えてまいりたいと答えられておるんですけども、これに対して、反対というふうな、私は態度は、じゃないというふうに思うんですけども、町長として、この統合案ですよ、どう思われとるんかというのを、町長として、これは県がやることだから仕方がないよ、進めていけやというんか、いや、そりゃいかんよ、やっぱり地域の住民の声、あるいはPTAの声とかいうのを聞けと県のほうに伝えられたのかどうかというのを伺いたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）この問題に対しては、賛成か反対かという二者択一で整理すべき問題ではないというふうに思っております。県教委は県全体の教育環境を踏まえて、今回の実施計画案を策定されたと思っておりますし、本町は、海田高校、海田町にある高校の今までの歴史や思いがありますので、そのどちらか一方の立場に立っていうのではなくて、地域の声が適切に県に届いて、県がしっかりと、それを踏まえて丁寧な説明をしてほしいということを、県の町村会を通じて、県知事又は県の教育委員会の教育長に要望したところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○ 1 2 番（岡田）で、要望したんだけど、その要望に対して、県が、今のいわゆる住民に対して説明会を開くと、そんなことをしてないわけなんですよ。だから、例えば、海田高校と安芸南高校が合併した場合は、海田高校の歴史もそこで途切れるわけですからね。安芸南高校もそうなんだけど。そのことに対して、もう今まで積み重なってきた歴史そのものがなくなるということに対して、地元の人たちや同窓生の人たちは、非常に困惑をして、それでは困ると、歴史がなくなるのは困ると言われとるわけなんですよ。それに対しても、あまり県としての説明がない状況の中で、やはり町長として、もうちょっと丁寧な説明をせえと言うべきじゃないかと思うんですね。それと、この方針が2月に出て、5月の15日にはもう、14日ですかね、県の教育委員会会議があって、それで決まって、15日に行って、国のほうに申請をした状況みたいなんだけど、何かこう、そうしたら、いわゆる交付金として60億円が交付されるという格好になつとるみたいなんですけども、そのことについても、やはり、普通だったらやっぱり、さっき教育長がね、小学校中学校の学区編成とかいろんなことを言われましたけど、結構な時間かけてやらにゃいけんみたいなことなんだけど、この度はもう2か月3か月でさささとやってしまうような、そういう状況なんだけど、それに対して、やっぱり町長は、やはり、海田高校がここにあるから、安芸南がなくなって、こっち、海田高校が残るみたいな、そういうふうなニュアンスじゃなくて、やはり、両方とも、ここで、歴史はこれで消えるわけですからね。途切れるわけですから、両方。で、新しい高校になるということについて、やはり説明いうんか、そういうものが、どうしても、誰が見ても足らんようなね、地域の小学校も中学校も含めて、PTAとか地域の住民、あるいは同窓会も含めて、説明がほとんどないみたいな格好の中で、そういうのを、町長がもうちょっとこの、説明せえやとか、どうなつとるんやいうのを県へ言うていくべきじゃないかと思うんですけども、市町村会を通じて言うとするというだけじゃなくて、やっぱり個別にでも、ほかの自治体の首長さんみたいにね、やるべきじゃないかと思うんですけども、その辺のところを市町村会に任せとるけ、わしゃ、市町村会に言うとするけええわという立場じゃなくて、やはり、もう少し積極的にね、個別にも行くべきじゃないかと思うんですけども、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）海田高校があつて安芸南があるから関係ないんだとか、そういうところではなくて、ですから、単町ではなくて町村会という広域で、坂、熊野、府中とかも

入ってますけども、そういった面的な地域性を捉えて要望しているところでございますので、そこは、要望の主体が、単町なのか9町なのかっていうところは、議員がおっしゃるように、単町でもやってくれという要望あるかもしれませんが、海田町の通学環境とか、そういうのを考えると、やはり大きな主体で要望していく。それを今は、町が町村会を通じてやってきたというところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）ちょっと、よそのことを言っちゃあれなんですけど、今、安芸区には、安芸南高校しかないんですよね。これがなくなるということになったら、広島で、各区が幾つかあるんですけども、各区に高校がないのが、安芸区だけになるんですよね。今、大体、ほかの区は、二つか三つぐらいは高校があるんですけども、あれと、広島商業高校か、あれ中区になるんですかね、あそこは広島商業しかないんですよね。今度、安芸区は安芸南しかなくて、ということになったら安芸区、広島市内の区でも、高校がなくなると、一つもないという状況になるんですよね。だから、非常にこの辺、結構、海田のほうからも行っとられるお子さんおられますからね。非常に困るというふうなものもあって、だから、そういうふうなものを含めて、もう少し、県と地域の人たちと一緒にやってどうするか検討してもらわにゃ困るというのがあって、町長にも、困るんだということ。ただ、生徒数が少なくなるから、もう一緒に、統廃合するしかないんだという方向ではなくて、やはり、少子化を止めにゃいけないわけですから、そのためにはどうしていったらいいかも含めて、やはり考えていかにゃいけないのじゃないかと。ただ、生徒数がもう何年後には少なくなるから、ほいじゃ、一緒になろうというのだったら、それこそ、少子化対策としての行政の役割を放棄をしとる、そういうふうにししか見えないんですよ。だから、何回も言うようなんですけどね、町長にも、ほかの自治体の首長さんはそういう危機感を持って言っておられるわけなんですね。そういうことをやめという格好でね。だから、町長にも、町村会でも、それは言うてもらわにゃいけないのだけでも、やっぱり、別個にまた言ってもらいたいんですよね。だから、そういうことが、町村会で任している、やっとするからいいわいというふうにししか見えんのですけどね。その辺のところをもう一度お願いいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）町村会がやってるから町は知らないというようなものではないというふうに認識しております。あくまでも、要望として正式なルートを通じて、大きな枠組

みで要望する。それが、まず本町がやらなければならないということで、いろいろ、学校の選択肢が狭まるであるとか、校風がなくなるであるとか、そういうことも含めて要望のほうをさせていただいたとこでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）何回も同じようなこと言うんですが、ほかのところもやっぱりそういうことをしとってんですよね。でも、また別個に首長さんがね、実際に行ったりなんかして、それで、最初行ったけえええかどうか知らんけど、この計画が中止になるとかいうところもあるわけなんですよね。だから、そういうのも実際あるわけですからね、そういうようなこともお願いをしたいということです。

それとあと、今の新たな、景気対策いうんか、今のこのホルムズ危機を含めてね、国としても補正予算を組むと言われておりますけど、これは電気代とかガソリン代とか、その程度なんですよね。その程度で、規模も3兆円ぐらいか、この前の分は、12月の分は18兆円とかで規模はそれぞれ違うんですけど、今回のこれは、コロナ禍かそれに匹敵するぐらい、物が足りないとか物が入ってこないとか言われとるんですけども、非常に中小業者みたいな人は、ものすごく困っとるわけなんです。それに対してやはり、経済対策いうか、そういうものをせにゃいけないのじゃないかと。町としても、この前、何回か、5回ですかね、いろんな交付金、支援金が出されましたけれども、今回1世帯8,000円と、子ども・子育てとか2万円というのを出されましたけども、そのときはまだ、このホルムズ危機のある、アメリカとイスラエルがイランを攻撃した、それより前のことですからね。それ以降また急激に悪くなったと、ああいうふうな状況になって、急激に悪くなって、今の状況にあるということで、またやっぱり、新たな経済対策いうんか、そういうふうな支援策いうんか、中小業者に対しても、支援策いうものをとらにゃいけないのじゃないかと思うわけなんですよね。それで、この後、また条例でも出てくるんですけども、今度新たに国保に対して、新たに子ども・子育て支援金を上乘せをするという状況になって、いわゆる増税ですよ。そういうことになつとるわけですから。それに、そういう状況で、今度また下水道料金もね、6月から上がるというふうなことで、負担がどんどん増えてきよるわけなんですよね。今、かといって、片一方では、どんどんこういうので経済的に状況が悪くなるという中で、やっぱり町としても何らかの支援策いうんか、物がどんどんどんどん上がってきて、例えば、年金生活者の人は年金が上がらないから、物価上昇率が高くなるから、実質目減りになるという状況の中で、や

っぱり町としても何らかの支援策をせにゃいけんのじゃないかと思うんですけども、実際に安芸商工会とかほかのところで、聞き取り調査とかいうのはされとるんでしょうかね。

○議長（桑原）資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅）広島安芸商工会さんとはですね、定期的にいろんな面で話をさせていただいております。昨今の経済状況というのは私どもも気になっている点でございますので、正式な議題もそうですけれども、そうじゃない面においてもいろいろ具体的な事業者さんの状況をですね、お伺いするように心がけて、協議等をしておるところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）今朝、ちょっとテレビ観よったら、横田知事も同じ経済対策をして、今までだったら直近4か月ぐらいの収入の状況によって、1か月ぐらいにしていることを言われて、いろいろ対策をとられるということだったんですけど、合わせて、町としても、県が何らかのことをやられるんでしょうからね、国ももちろんやる中で、町としてもまたやっぱり上乗せをする格好にして、やはり、今の中小業者もそうなんだけど、町民の方も支援をしていくという格好にしていって、町民の福祉や暮らしを守っていくと。これが一番、自治体としての役割ですからね。そういう福祉や暮らしを守るためにも、こういう手当てをしてもらいたいわけなんですけれども、検討するようなお考えがあるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（桑原）資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅）十分効果が上がるようなですね、支援策を行っていくためには、やはり大きな事業費というものが必要になってまいります。町長答弁からもございましたようにですね、そういった国ですとか県の動向を注視しまして、新たな経済対策とか財政措置がなされたときにはですね、素早く動けるように心がけていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）テレビか何かで観るのに、政府のほうは、例えば、そんなにこう、今はひっ迫した状況ではないと。例えば、今、ナフサがものすごく足らない足らないと言っているんだけど、それも十分にあると。とは言いながら、実際に現場のほうでは物が足らないと、入ってこないという状況なんですよね。そういう中で、やっぱり町としても、

やはり、海田町のたくさん中小企業者の方おられますからね。そういう方を支援をする、そういうことのためにもね。あるいは、この前 8,000 円を給付したばかりなんですけれども、あれは、今の状況になる前の状況ですからね、それから、こっちはまだ悪くなっておるわけですから。そういうのも含めて、やはり支援策をね、やはり、素早くいうてもなかなか素早くはできんのんでしょうけどね。例えば、いついつまでにめどを立てていうふうなこと、国とか県が支援策を立てたらそれに合わせて上乗せしてやるようなね、そういう計画でやってもらいたいところなんですけども。例えば、国と県が支援策やりますということが出たら、それに町としての上乗せが素早くできんのかどうかをお願いいたします。

○議長（桑原）資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅）国等からの経済対策の中身にもよると思います。それから、他の施策との関係性にもよると思いますけれども、十分な支援策が行えるようにですね、努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）やっぱり、自治体の一番すべき仕事いうんですかね、やっぱり、町民の人の皆さん方の暮らしや福祉を守ることですから。やはり、こういうふうな立場に立って、今、大変に皆さん困っておられるわけなんですよね。もうずっと以前からね、もう物が上がってしょうがないと、安いところ安いところをずっと回っていくんだというふうなことを言われたのが、もう3年、4年ぐらい前の話ですからね、それからずっと同じような状況が続いておるわけなんですよね。だから、やっぱり、町としても、やはり、皆さん方を支援をするという立場に立って、こういうような経済対策をするようお願いをいたします。以上で終わります。

○議長（桑原）11番、宗像議員。

○11番（宗像）11番、宗像です。

まず、災害復旧についてお聞きします。2018年7月豪雨による災害復旧が、出合橋の完成で町の復旧事業が完了すると思われませんが、本当に完了したか疑問が残ります。特にこの橋の場合、国土強靱事業で災害復旧を行ったはずですが。橋りょう自体は確かに強靱化されましたが、橋りょうへの接続は問題が残っております。旧橋りょうの位置から架橋の位置を下流側に変更しなければならないから、そういうふうにされましたが、現状道路への接続を単純に行ったことにより、本当に通過しにくい道路になってしまいま

した。これが本当に強靱化と言えるのでしょうか。これに対する今後の対応はどのように考えているんですか。また、同じような問題がほかにはないのか、お聞きいたします。次に、豪雨による災害での積み残し。これ本当に残ってないんですか。間違いありません。それを確認します。

次に、喫煙場所についての問題でございます。公共施設の喫煙場所の確保については、前に質問したところでございますけれども、特に学校については検討するとの回答が、前向きかどうかは別にして、回答がありましたが、その後どのようなになったのですか、お聞きします。また、その他の施設についてどういうふうに考えておられるか、お聞きするものです。

○議長（桑原） 竹野内町長。

○町長（竹野内） それでは宗像議員の質問の２点目の学校に関する部分については教育委員会から、それ以外の部分につきましては私から答弁をいたします。

１点目の災害復旧についての質問でございます。平成 30 年 7 月豪雨災害のインフラ強靱化事業として進めている出合橋は、周辺整備を含め今年度完成する予定であり、橋りょう本体は、平成 30 年 7 月豪雨災害と同等の雨量に耐える仕様として整備されております。一方で、接続部の通行性に関する御指摘につきましては、交通円滑化の観点から、関係者の御意見を伺いながら、どのような対応が可能か検討してまいります。また、ほかの被災箇所につきましても、おおむね復旧が完了する見込みでございますが、工事の完了をもって終わりとするのではなく、その後の施設の利用状況や安全性を適宜確認し、利用実態を踏まえた対応の要否について、関係機関とも連携しながら検討してまいります。

２点目の公共施設の喫煙場所の確保についての質問でございます。学校以外の施設につきましては、望まない受動喫煙の防止や健康増進の観点から、施設利用者向けの喫煙場所は設けておりません。これまで特段の支障は生じておらず、今後とも皆様の御理解と御協力を得ながら現在の運用を継続してまいりたいと考えております。それでは、宗像議員の質問の２点目の学校に関する部分につきましては、教育委員会より答弁します。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（森山） 宗像議員の質問に答弁いたします。学校につきましては、近隣町等の状況を聞きましたところ、学校敷地内で喫煙場所を設けているところはなく、本町においても、学校行事等の際の禁煙につきましては、保護者や地域の皆様の御協力をいただい

いるところでございます。また、広島県がん対策推進条例等も踏まえますと、学校敷地内に喫煙場所を設けることは難しいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）これ、ちょっと、どこが答弁するんか分かりませんが、お聞きしたいことが1点あります。先ほど教育長がおっしゃられた広島県がん対策推進条例。これの第24条だったと思うんですけども、25条ですか、24条と25条に絡んでくるんじゃないかと思えますけれども、公共施設の敷地内での、この中に書いてある言葉で、専ら喫煙の用に供するための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない、この文言と、もう一つ、広島県が出しているパンフレット。こういうパンフレットを広島県が出しております。この中に、建物内容の一種、官公庁、学校、医療施設、児童福祉施設、公衆トイレ、これには、規制内容は、禁煙か喫煙所による分煙というのが書いてあるんです。これ、どっちが正しいんですか。調べられたんなら、そのぐらい調査してますよね。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）県の条例によりますと、学校等のこどもの支援施設と、その他の公共施設に分かれておりまして、学校敷地におきましては、敷地におきましては喫煙をしてはならず、管理者においても、敷地内に、屋外であっても、喫煙場所の設置は不可というふうに定められております。その他の施設につきましては、禁煙をお願いをするものではございますけれども、専用の施設の設置は可能でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）なら、可能にしたらどうですか。今回も運動会行ってみたんですが、同じようなことが起こってますね。全く対策されてない。25条に何て書いてあります。よく読んでくださいよ。しないならしない、徹底してやるべきでしょう。ましてや、うち、たばこ税の税金もらってるんですよ。税金拒否しとるのならまだ理解しますよ。きちんと税金を取る。そういうことは一切せん。これ、不公平じゃないですかね。その辺は少し考える余地があるんじゃないんですか。やるんならやるで、徹底して25条の実施でやる、学校の周りでたばこ吸わんように指導して歩いてください。学校の周りも原則禁煙になってますよね。違いますか。県条例にそう書いてあります。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（倉本）御指摘の広島県がん対策推進条例の第25条のところでございますけれ

ども、ここで、学校の敷地内での完全禁煙が規定されているものと理解しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）でも、この、みんなに配ってるパンフレット、屋内の建物の中にはつくることができるになってますよね。これ、間違いですか、広島県が出した。これは事前に出した案内なんです。だから、その辺もしっかり調べてやってくださいね。学校の前でたばこ吸うの、ほんまにいいの。教育委員会。教育長。町長も運動会かなんか行ったら、外でたばこ吸っとるの見たでしょう。

○議長（桑原）はい。

○11番（宗像）まだ私、質問してる最中に手を挙げないでくださいよ、失礼な。見たでしょ。見えてない。見ようとしなかった、裏から入るから見えないんだ。その辺をしっかりとね、そんな、それこそ、おかしいんじゃないんですか、そのほうが。この前も同じことを言ったのに、だから、それならそれで学校敷地内が駄目なら学校敷地じゃないところに少しでも考えると、か、誘導すると。か。そうでなかったら、一斉にもう学校の校長名で出すなりして、指導すべきじゃないんですか。その辺どう考えるか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）先ほどは大変失礼いたしました。まず、学校敷地外において誘導して喫煙場所等を設置することにつきましては、敷地外の管理者ではございませんので、指定することは難しいというふうに考えております。また、以前、令和6年の12月に御質問いただいた時期にですね、御質問いただいた内容については、学校を通して、保護者の方とかですね、地域の方への御協力という形で、学校のほうも動いているというところで、確かに、この状況は以前と変わってないという状況、吸われてる方は実際に私も見させていただきました。学校のすぐ出たところで、たばこを吸われてる方は複数名見させていただいてるんですけども、現状、PTA等の御協力によりまして、数的なものはですね、若干でも減ってるような状況だというふうに思っております。徹底することができるかどうかというところは、非常に私の責任の範疇では難しいところではございますけども、引き続きですね、御協力のほうを、お願いできたらというふうに思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）僕、学校の敷地内につくれとは言っていないですよ。敷地を外したところへ誘導したらどうですかと言ったんです。ちゃんと話聞いてから答弁してください。だ

から、その分はええわ。もう、どっちにしろ、あんたら、あんたら言うたらいけんが、執行部は、もう絶対に、もう、やらんやらんやらんやらん、常にやらんやらんやらんしか言わんのですから。その辺、たばこ税も取ってるんですから、いただいてるでしょ、年間１億円ぐらい。間違っていないよね。だから、それなりの対策はしてあげるべきだと思います。税金を取ってないんなら別ですよ。もらった税金は一般財源でいいほうに使います。あんたら関係ないよというようなやり方はしないほうがいいんじゃないですか、ということで止めておきます。僕、ほかのところへ時間使いたいんで。

昨日、崎本議員が質問されたと同じことです。あそこと同じ場所がもう１か所あるでしょう。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（超善寺）出合橋と同じような形で通行性に関する部分で問題があるところが、栃木橋というところがございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○１１番（宗像）栃木橋はいつ完成しました。ね。完成してから、出合橋の発注をしてるわけでしょう。そのときに既にクレームが入ったはずですよ。僕も、ちらっとですが言ったことがあります。じゃがもう、地権者が難しいから駄目です。同じことをなぜやるんですか。学習しないんですか、皆さんは。学習すべきでしょう。部長がよく言われます。それを踏まえて、次回からそのことがないように。やっぱり繰返しよりもすよね。町長、こういう状況になってるんですよ。一遍失敗しても同じ失敗繰返しとるんです。恥ずかしくないですか。どうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）まず、栃木橋のほうにつきましては、30年災害で被災をいたしまして、災害復旧事業でできるだけ早く復旧のほうをさせていただきました。おっしゃられるように、供用開始後、程なくですね、ちょっと通りにくいという地元の御意見をいただいて、対策のほうは講じさせていただいておるんですけれども、抜本的な対策という部分につきましては、やはり、用地の追加買収という話になるんですけれども、そもそもこの栃木橋を設置するに当たって、地権者さんに御協力をもちろんお願いはしたんですけれども、その中で、協力していただけるぎりぎりのライン、線というところでですね、今のところを用地買収をさせていただいて整備をしました。ですので、これ以上の追加買収は難しいと考えておるんですけれども、その中でですね、改善する方法というのを今、

検討して実行したいと思っております。で、もう一個、出合橋のほうで同じような失敗をしておるといふ御指摘でございますけれども、昨日の答弁でも一部触れたんですけれども、道路法線が好ましくないというところは我々も認識をしておりますで、それを是正するための取組というのは行っておるんですけれども、相手方もいらっしゃることで、それがなかなかすぐに結果として出ていないところではございますが、引き続いて、そこは努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）僕が言ったのは、栃木橋が終わったときにそういう問題が出たのに、同じ発注の仕方してるでしょ。じゃけ、同じ用地交渉するんなら、最初から幅を広げて用地交渉をしておれば良かったわけでしょう。町長も、この分の橋は町長が工事決裁しとるはずなんで、町長も、都市計画やられたんなら、その辺ぐらいは気が付くべきじゃないんですかね。だから、災害復旧、強靱化、強靱化いうて、実際に強靱化になってないですよ、橋だけ強靱化ですよ。消防車が通りにくいような、ちょっと大きい車が入ろうと思うたら通りにくいような、これが強靱化事業ですか。僕はそうじゃないと思いますよ。やっぱり、車が十分に通れて、災害のときに復旧できる、それが強靱化じゃないんですか。安心安全なまちづくり、町長がよく言われる安心安全なまちづくり、これがそうじゃないんですか。そうしたら、最初のときに、次に学習しておくべきじゃないんです。僕が言いよるのは、その学習が足りないんじゃないんか。で、初めから、これでどうですかと言って、やむを得ず向こうがどうにもならんけえここまで下げろというのなら、まだ分かりますよ。ここでいいですよいうて、これ広げるよって言ったら、向こうは怒りますよ、絶対に。だから、現場をしっかりと見て、図面を見て、どこに法線が来るか。現場でしっかりとそれを見てないからこういう問題が起こるんじゃないんですか。自分でそこに落として、自分がそこを歩いてみて、例えばこうなるとるやつを、実際に歩いてみて、あ、この辺か、ちょっとまずいなというのを気づくんじゃないんですかね。同じ失敗2回も続けて、立て続けにやるいうのもちょっと、これは執行部としては、これ、町長、恥ずかしい話ですよ。で、一旦、栃木橋なんか、今からやろうと思ったら、一旦造ったところを、片側壊さないけない。壊した上に、用地買収で余分にかかった上に、工事もまた余分にかからにやいけない。1回でやったりや何もないんですよ。初めからこうで、この法線が本当にいいんかどうかをチェックする必要がある。それは現場に出んにゃあ分からないと思うんですが、その辺について、今後どうされるか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）まず、栃木橋のほうでございます。御指摘のとおり、現地でですね、道路法線を確認して整備をするというのが、やはり非常に大事なというふうには考えております。その点については、大いに反省をしなければならないと考えております。ただ、1点言わせていただくとしたらですね、栃木橋につきましては、先ほど来申し上げておりますように、災害復旧ということで、あそこの橋が落ちたことで、その後背に住んでいらっしゃる住民の方の生活道路がないということで、1日も早い復旧というところを重点に置いておりましたので、そういった現地の確認というところが足らなかったというところを大いに反省をさせていただこうと思っております。もう1点、出合橋のほうですけれども、昨日もちょっと御説明をさせていただいたんですが、もともと、現道の拡幅計画が平成28年度にあって計画をしておいた。で、用地買収を進めておいた最中に30年の豪雨災害が発生して、橋の架替えということで、道路法線がずれるという事態が生じました。そこからですね、追加での買収という形でのですね、交渉というのを考えて始めさせていただくことにはなったんですけれども、なかなかそれが成果としてまだ出ていないというところで、その辺についてもですね、今後、十分に反省をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）僕、個別の話聞いてないよ。今後、全体的にどう考えていくかって聞いたんですよ。一つ一つの答弁を求めとるんじゃないですよ。ね。今後のあなたの方の考え方、方針をどうするんですかって聞いているんです。個別のこと聞きましたか。ちゃんと聞いた上で答弁してください。たぶん、それ以上言ってもあれなんで。最後に、これ、町長、答弁漏れがあるんですが。僕、質問で何聞いてますか。これ、一番大事なことが残っとるんですよ。豪雨による災害で積み残しのある場所はないのかって聞いてるんですが、もうないんですね。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）平成30年の豪雨災害で破損してまだ残っておるところ、おおむね完成というお話はさせていただいたんですけれども、一つは、高岸1号橋の上流の右岸側、大型土のうという形でのですね、暫定的に復旧している箇所が1か所。あと、里道橋がですね、あと2橋ほど復旧がまだできておりませんが、そのうち1橋は、今年度工事発注する予定としております。もう1橋のほうは、砂防えん堤に上がる工事用道路の計画と

ちょっと連動しておりまして、そちらのほうが進むのであればですね、復旧はしないというふうな方針を出しておるところがございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）だったら、これ、第1答弁で答えにやいけん話ですよ。ちょっと、よく通告書見てから答弁をお願いしたいんですがね。それ以外ないですか。それは、河川の関係ですね。土砂災害でないですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）土砂災害というところでは、すいません、私の思い当たるところではちょっとないというふうに認識をしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）これ、防災課長がおったら、実際聞きたかったんですが、防災課長がおられないんで、担当部長が答弁できれば答弁願いたいんですが、寺迫に土砂が流れ込んで困った案件があったのを知ってますか。

○議長（桑原）総務部長。いいですか。はい、総務部長。

○総務部長（鶴岡）申し訳ありません。私は承知しておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）これ、役場がほとんど相手してくれずに、地元の人が、道路に、ザーッと家の中にも入り込んできたのを、全部自分たちで整備した場所があります。これ、木村部長は、当時、建設課長で、そのために、こうやったら何とかなるんじゃないかって、委託を出した案件がありますよね。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）宮脇谷川のところをおっしゃっているのかなと今、想像はしておるんですけども、そちらの件でよろしいでしょうか。はい、じゃ、その部分についての答弁をさせていただくんですけど、あちらについては、おっしゃられるように、その、上流から土砂が流れ込んで、町道であったり水路のほうに堆積をし、家の中にも土砂が流入してですね、地元の方の大いなる御協力によって、復旧を果たしたところでございます。で、その上流部分につきましては、もともとがですね、自然護岸という形で、川に護岸がない状況でございます。したがって、いわゆる災害復旧という部分では、復旧する施設がないというふうに私は認識をしておりました。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）でも、災害があったのは事実。だから、それに対して何らかの、せっかくこれ外注出しておいて、何にもせずに、委託を出して、こうやったら、一時的にしのげる可能性があるものを出しながら、町は何にもしてくれてない。本来は、それはせっかくそこまで外注、委託まで出して設計したんなら、次のステップを行うべきじゃないんですか。町長、そう思いませんか。委託までして、こうやったらこうやったら、これは完全にはできるんじゃないけど、本来は砂防えん堤、河川を全部直す方がいいんですがこれ県の仕事になるんで、町でできる範囲は何かいうて一生懸命考えられて、当時の建設課長が、一時しのぎになりますますが精いっぱいやってくれたんですよ。だから、それを実施に移すべきが姿じゃ思うんですが、町長、これ、町長にお聞きしたいです。それをしろとかせえとか言うんじゃないくて、本来の姿はどうあるべきか、町長としてのお話。ちょっと待ってくれ、これ、トップとしての話。あんたに聞きよるんじゃない。トップとしての、じゃけ、それをしろと僕は言っとるんじゃないんです。そういう話が、もし、町長の耳に入ったらどうされますか、どう判断されますかって聞きよるんです。

○議長（桑原）竹野内町長。

○町長（竹野内）本件については仔細を把握しておりませんので、全体論について私から答弁をさせていただきます。一般的には、委託の内容の成果を踏まえて、個々の事情を勘案してですね、工事に着工すべきだというふうな判断があればですね、当然に工事着手すべきだと思いますし、そこは委託の内容、成果次第ではないかなというふうに私自身は捉えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）僕が今しろと言ってるんじゃないしに、何とかごまかして逃げようと思ったんかもしれないけども、部長は。しっかりと、こういうものは、逆に言うと、担当部署がそれを町長にしっかり報告して、こういうふうな質問が出た、積み残しが残ってましたが、こういうのはどうしましょうかねっていうぐらいの判断は、やっぱり上げるべきであって、当然に町長は、それを聞きながら、どういうふうな、もうこれは先延ばしするか、これは県の工事に任せようとか、その辺の判断をする必要があると思うんですよ。それを上げていただきたいというのが、一つの、ここで今言ってる一つの話でございます。これは地元でも、ちょっと私、当時、建設委員会ですかね、そこでも説明を受けてます。その後、なしのつぶてのまま来たんで、地元の何人か、二、三十人集まってもらって、当時、1年半ぐらい前、話すると、是非やってほしいという話はそこでは

出ておりますし、2回目にやったときには人数少なかったんですが、当時の建設課長、木村部長じゃないですが、建設課長がわざわざ来て説明までしていただいております。そういうこともありますので、是非ともこれは、検討課題に上げていただきたい。やれとは申しませんが、町長のほうもしつかりと事情を聴取して、内容的に委託内容、それから工事内容等を精査していただいて、できれば前向きに検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）今いただいた御意見は地元の御意見ということですので、町としても、再度、その当時の成果品を確認した上でですね、どのような対応ができるかというのは、しっかり検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）町長。じゃけ、そういう話が上がったら、しっかりと検討していただきたいんですが、いかがですか。

○議長（桑原）竹野内町長。

○町長（竹野内）はい。担当部門としつかりとコミュニケーションをし、適切な判断に努めてまいりたいと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）以上で終わります。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結します。暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前11時57分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第2、第23号議案、町道の路線の廃止及び認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第23号議案、町道の路線の廃止及び認定について。道路改良事業により町道の付替えが行われたため、既認定の路線を廃止し、新たに終点を変更し路線を認定するものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（超善寺）それでは、第 23 号議案、町道の路線の廃止及び認定について御説明いたします。議案書の 18 ページをお願いいたします。この度は、町道 14 号線について、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、町道の路線を廃止し及び認定をすることについて議決をお願いするものでございます。提案の理由は、道路改良事業により町道の付替えを行ったため、既認定路線を廃止し、新たに終点を変更して路線を認定するものでございます。次に、資料 4 の町道路線の廃止及び認定箇所図をお願いいたします。1 ページを御覧ください。左側が町道 14 号線の廃止区間・認定区間を重ねた図になります。今回は、町道 14 号線の青色で囲んでいる全区間を廃止し、赤色で示した部分を新たに路線認定するものでございます。路線を廃止して新たに認定し直す理由は、国の通達に基づくもので、認定路線の一部を廃止する等の変更を加えることはその路線が個別の路線として考えられるため、路線を廃止して、新たに路線の認定について議会の議決を得る必要がございます。次に、ページ右側を御覧ください。廃止区間の位置図になります。今回廃止する区間を青色で示しております。現在の認定路線は、起点側を町道 1 号線から瀬野川沿いの町道 2 号線を終点までとするものとして結ばれたものでございます。廃止する延長は 338.6 メートルで、幅員は 3.5 メートルから 6.8 メートルとなります。次に、2 ページを御覧ください。左側が新たに認定する区間の位置図になります。都市計画道路中店窪町線整備事業により使用できなくなる町道を機能回復するために、付け替えられた部分を含む赤色で示した区間を認定するものでございます。起点側の町道 1 号線は変わりませんが、終点側の位置を移動して、新たに認定をお願いするものでございます。延長は 357.2 メートルで、幅員は 3.9 メートルから 14.0 メートルになります。次に、ページ右側を御覧ください。断面図になります。まず、上側の A A' 断面は最小幅員部で、幅員は 3.9 メートルとなります。次に、最大幅員部 B B' 断面は、昨年度末に完成した部分で、全幅が 14.0 メートルとなります。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 23 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 23 号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第 23 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第 3、第 24 号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長(竹野内) 第 24 号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長(桑原) 税務課長。

○税務課長(杉本) それでは、第 24 号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。改正内容につきましては、資料 5 の海田町税条例の一部を改正する条例の概要で説明させていただきますが、議案書は 19 ページから 25 ページ、新旧対照表を資料 6 として提出しております。資料 5 の条例の概要をお願いします。1、要旨でございますが、この度の改正は、令和 8 年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、専決処分の承認をいただいた以外の部分について一部改正をするものでございます。それでは、改正内容について御説明いたします。2、個人町民税関係の改正でございますが、まず、(1) 扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しにつきましては、所得税の源泉徴収を要しない公的年金等受給者に対しても提出義務の範囲を拡大するもので、施行期日は令和 9 年 1 月 1 日です。(2) 医療費控除の特例の適用期限の見直しにつきましては、令和 9 年度までとなっている適用期限を撤廃するもので、施行期日は令和 9 年 1 月 1 日です。(3) 住宅借入金等特別控除の見直しにつきましては、適用期限を令和 25 年度まで 5 年延長するもので、施行期日は令和 9 年 1 月 1 日です。(4) 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の見直しにつきましては、適用期限を令和 12 年度まで 3 年延長するもので、施行期日は令和 9 年 1 月 1 日です。

(5) 長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しにつきましては、譲渡した土地等が災害等の危険区域である場合は課税の特例の対象外とする見直しを行った上で適用期限を令和 11 年度まで 3 年延長するもので、施行期日は令和 10 年 1 月 1 日、適用期限の延長部分については、公布の日です。(6) 特定暗号資産取引に係る課税の特例の見直しに

つきましては、特定暗号資産を譲渡した場合の所得について申告分離課税を導入するので、施行期日は記載のとおりです。２ページをお願いします。３、固定資産税関係の改正でございますが、まず、（１）免税点の引上げにつきましては、免税点を、家屋は３０万円に、償却資産は１８０万円に引き上げるもので、施行期日は令和９年４月１日です。次に、（２）特例の新設につきましては、わがまち特例を導入するため、特例割合の決定と、わがまち特例に係る規定を整備するものです。まず、特定再生可能エネルギー発電設備に対する特例につきましては、対象となる設備に係る固定資産税の課税標準について、３年度分を軽減するものです。特例措置については、参酌基準と同じで、表に記載のとおりです。続いて、改修特別特定建築物に対する特例につきましては、対象となるバリアフリー改修工事を行ったものに係る税額について、２年度分を減額するものです。特例割合は、参酌基準と同じ３分の１で、施行期日は公布の日です。最後に、その他でございますが、引用条項等の整理を行うものです。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第２４号議案について採決を行います。お諮りいたします。第２４号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第２４号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第４、第２５号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第２５号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金分の制定及び課税限度額の引上げ等に伴う税率等の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（杉本）それでは、第 25 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。改正内容につきましては、資料 7 の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要で説明させていただきますが、議案書は 26 ページから 30 ページ、新旧対照表を資料 8 として提出しております。資料 7 の条例の概要をお願いします。1 の要旨でございますが、今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、海田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。それでは、改正内容について御説明いたします。まず、2 の子ども・子育て支援納付金分の制定につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、賦課項目に新たに子ども・子育て支援納付金分を追加し、その税率を制定するものでございます。税率については、他の賦課項目と同様に、事業費納付金及び標準保険料率により、表に記載のとおりとしております。2 ページをお願いします。3 の課税限度額の見直しにつきましては、基礎課税額に係る課税限度額を 66 万円から 67 万円に引上げ、また、子ども・子育て支援納付金分については、課税限度額を 3 万円とするものでございます。次に、4 の 5 割軽減・2 割軽減の基準額の見直しでございますが、これは、経済動向の変動により、これまで軽減の対象となっていた世帯が対象から外れることがないように、軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。具体的には、対象世帯の所得算定における被保険者数等に乗じる金額を、5 割軽減については 30 万 5,000 円から 31 万円に、2 割軽減については 56 万円から 57 万円にそれぞれ引き上げるものでございます。3 ページをお願いいたします。5 の施行期日については、公布の日からでございます。次に、6 の適用区分でございますが、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○12 番（岡田）12 番、岡田です。こういうふうなやり方で支援金を上乗せをしたら、ほかの、例えば、条例に上乗せをするというふうなことが可能になるんでしょうかね。分かりますか。

○議長（桑原）こういうふうなやり方で。もう一度、分かるように説明、質問してください。岡田議員。

○12 番（岡田）国民健康保険税は、医療費のための税金なんですけども、子ども・子育

て支援金は、これとはまた別の福祉関係なんですけども、そういう関係で、本来適用する、ここで上乗せをする部分じゃないと思うんですけども、こういうことができるということは、ほかの、ことでもできるのかなということと、もう一つ、限度額の見直し、課税限度額か、あのことをちょっと言われなかったような気がするんですけども、109万円が、含めて113万円になるというのは、説明があったんですかね。ちょっとその辺のところをお願いいたします。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（杉本） この度、子ども・子育て支援金納付金分を制定するに当たりましては、国の法律が成立しまして創設されたものでございまして、全ての医療保険者につきましては、子ども・子育て支援納付金分を被保険者から徴収して納付することが義務づけられているものでございます。課税限度額の見直しにつきましては、基礎課税額に係る限度額を66万円から67万円に引き上げまして、子ども・子育て支援納付金分につきましては、課税限度額を3万円とするものでございます。

○議長（桑原） よろしいですか。はい。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論があるようなので、討論を行います。まず反対討論を許します。岡田議員。

○12番（岡田） 12番、岡田です。第25号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。主な反対の理由は、一つ目は、4月から政府が国民健康保険料、後期高齢者医療保険制度など、6月からは国民健康保険税など、全ての医療保険に子ども・子育て支援金を上乗せをして徴収をするからです。医療保険は、疾病や老齢などの健康のリスクに備える目的のためにつくられた制度です。子ども・子育てを強化するというならば、一般会計の施策として国庫負担でやるべきで、公的医療保険制度に上乗せをする手法をとるべきではありません。本来、子ども・子育て支援制度は、社会保険の対象ではありません。日本の社会保険は、医療、年金、雇用、労災、介護の五つです。つまり、社会保険でない分野の費用を賄うために社会保険に上乗せをして徴収をするというやり方は、合理的理由が見つからない新たな搾取と徴収です。その上、私たちから新たに徴収する一方で、子ども・子育て支援の分野に拠出をし

ている国庫負担を削減をするわけですから、子ども・子育ての充実にはつながりません。合理的理由のない搾取と収奪ではなく、国庫負担の増額を求めていくべきです。反対理由の二つ目は、国保税が、老人保健制度から後期高齢者医療制度に変わった平成 20 年の基礎課税限度額が 47 万円、後期高齢者支援金賦課課税額が 12 万円、介護保険納付金課税限度額が 9 万円の合計で 68 万円だったのが、それから毎年のように引き上げられ、また今回、基礎課税限度額が 1 万円引き上げられ 67 万円に、平成 20 年の課税限度額の合計 68 万円から令和 8 年度の課税限度額が 110 万円になりました。さらに、子ども・子育て支援金課税額 3 万円が課税をされて 113 万円になりました。均等割、平等割の 5 割・2 割軽減の判定基準が改善をされ、低所得者に対する税額軽減の対象者は拡大をされますが、法定軽減が適用される世帯は一部です。自治体の役割は、住民の福祉の増進と町民の生活を守ることにあります。町長として、国に対して財源を増やすことを要求をするべきです。以上の理由で、第 25 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対をいたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。夏野議員。

○2 番（夏野）2 番、夏野です。第 25 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。岡田議員のおっしゃっている部分は一理あるとは思いますが、まず、国保の法律の第 1 条の条文、目的の部分で、健全運営と社会保障及び国民保健の向上という目的がございます。で、今回の改正内容として、課税限度額引上げ、軽減判定基準の引上げによる負担軽減、子ども・子育て支援金制度を整備するものであり、これらの制度の維持のために、今回の条例改正については致し方ないと考え、賛成討論といたします。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。第 25 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）はい、御着席ください。起立多数と認めます。よって、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）日程第 5、第 26 号議案、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第 26 号議案、海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）それでは、第 26 号議案、海田町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書の 31 ページをお願いします。資料 9 の条例の概要、資料 10 の新旧対照表を提出しております。内容につきましては、資料 9 の条例の概要で御説明いたします。1 の要旨でございますが、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。2 の改正内容でございますが、原則 3 か月を超えて日本に居住する外国人の方には在留カード、特別永住者の方には特別永住者証明書が交付されます。また、希望により個人番号カードの申請も可能となっております。令和 8 年 6 月 14 日から、新たに個人番号カードと在留カード又は特別永住者証明書が一体化することにより、両方のカードの機能を持つ特定在留カード及び特定特別永住者証明書の申請交付が開始されることとなりました。これに伴い、コンビニ交付で利用する者に、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するものでございます。図でお示ししておりますが、色の付いているものが、コンビニ交付で利用するカードとなります。資料の 2 ページをお願いいたします。3、その他、引用条項の整理を行います。4、施行期日は、記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 26 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 26 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 6、第 27 号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第 27 号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）それでは、第 27 号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の 32 ページ、それから資料 11 の条例の概要及び資料 12 の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料 11 の条例の概要で説明させていただきます。では、1、改正の要旨でございますけれども、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。資料の右側をお願いいたします。4、家庭的保育事業の一覧でございます。この家庭的保育事業、現在、町内には該当施設はございませんけれども、資料にお示ししたとおりの各種事業がございます。このうち、小規模保育事業につきまして、新たに満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されましたので、それに伴う条例の改正を行うものでございます。資料の左側にお戻りください。2、改正の内容でございますけれども、この満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、この事業の設備や職員等の基準を定めるものでございます。また、関連する規定の整合性を図るための所要の改正を行うものでもございます。3、一部改正する条例といたしましては、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、それから海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の 2 本となります。次のページをお願いいたします。5、この満 3 歳以上限定小規模保育事業の基準でございますけれども、内閣府令で定める基準のとおり、町の基準を定めます。主な基準といたしましては、設備や職員の基準としては、小規模保育事業 A 型と同様とし、具体的な

数値につきましては、資料のとおりでございます。また、連携協力を行う保育所等の確保を義務づけます。６、施行期日は公布の日とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 27 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 27 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 7、第 28 号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第 28 号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について。海田総合公園キャンプ場等駐車場の整備に伴い、利用料金等を定めるものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）まちデザイン課長。

○まちデザイン課長（矢熊）第 28 号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。改正内容につきましては、資料 13 の海田町公園条例の一部を改正する条例の概要で御説明させていただきますが、議案書は 43 ページ、新旧対照表を資料 14 として提出しております。それでは、資料 13 の海田町公園条例の一部を改正する条例の概要をお願いします。まず、１の要旨ですが、海田総合公園キャンプ場周辺区域内の駐車場整備に伴い、有料公園施設の名称を整理するとともに、利用料金等を定めるものでございます。次に、２の改正内容ですが、既存の有料公園施設である海田総合公園駐車場の名称を、海田総合公園第 1 駐車場及び海田総合公園第 2 駐車場に変更するとともに、有料公園施設に海田総合公園第 3 駐車場を新たに追加し、利用料金、供用日及び供用時間等を定めるものでございます。参考としまして、２ページ目に海田総合公

園の駐車場位置図を掲載しておりますので、併せて御確認ください。1 ページ目に戻りまして、まず、変更の内容につきましては、表に記載のとおり、駐車場の名称を変更いたします。続いて、新たに追加する内容につきましては、海田総合公園第3駐車場について、普通自動車1台1回の利用につき、他の駐車場と同じ210円を利用料金といたします。供用日については、総合公園の開園日に合わせて、1月5日から12月27日といたしますが、キャンプ場は夜間の利用も想定されることから、供用時間を0時から24時までの24時間とし、日付変更線は0時といたします。ただし、休園日の前後については、公園の供用時間に合わせて、12月27日については、21時に供用を終了し、1月5日については、8時から供用を開始するものとします。備考としまして、普通自動車の定義を現行法令に合わせて整理するものとし、普通自動車に準中型自動車の一部と小型特殊自動車を含むものとします。ただし、準中型自動車については、車種により駐車区画に入り切らないものもあることから、規則において、利用可能な全長・全幅等を定めてまいります。次に、3の施行期日ですが、キャンプ場駐車場整備工事の完成時期に合わせて、別に規則で定める日とし、施行期日が定まり次第、広報、SNS、総合公園への案内文の設置等により、利用者に周知を図ってまいります。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。小田議員。

○8番（小田）8番、小田です。これまでキャンプ場の駐車場の利用料金については様々な議論が行われてきたかと思います。で、買い出し等で出入りをする際には、この210円を都度都度いただくということではよろしかったでしょうか。

○議長（桑原）まちデザイン課長。

○まちデザイン課長（矢熊）今議員御指摘の点につきましては、一度、駐車場に入っただいて、その後、それぞれの都合によって一時的に駐車場を出て用事を達されたい方については、一度、駐車場から出ていただいた上で管理棟のほうに行ってください、理由を申し述べていただいて、駐車料金を払ったという証明、領収書を見せていただければ、1日無料で使える券を発行することとしまして、それを使えば、また入ってまた出ることが可能なような運用にさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○8番（小田）それは、第1、第2も同様の扱いになるというふうに考えてよろしいでし

ようか。

○議長（桑原）まちデザイン課長。

○まちデザイン課長（矢熊）まず、第3駐車場につきましては、駐車場の方式としまして、ゲート式といいまして、一般的に町中にあるこのバーが上がったり下がったりするもので、駐車、精算のときには、料金を払って領収書が出てくるような形になっております。第1・第2駐車につきましては御存じのように、コイン方式になってございまして、そちらのほうも運用的には同じようなことを考えておりまして、駐車場から出ていただいて、管理棟のほうに申し出ていただければ、改めて、キャンプ場であれば無料の券ですかね、券を発行して、出入りできるようにさせていただきますし、第3駐車場について、出られた方が今度は第1・第2駐車場のほうに停められたい場合には、メダルを発行して、そこで出入りが可能なように運用を考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○8番（小田）じゃ、第1・第2だけを使われる方については、メダルを入れて、出入りをしても、管理棟で申し出れば、返金をしていただけるというふうに今の説明で理解をしたんですが、それで良かったのかということと、今の説明の内容もあわせてホームページ等で周知をされるおつもりなのかどうかお聞かせください。

○議長（桑原）まちデザイン課長。

○まちデザイン課長（矢熊）第1・第2駐車場の運用につきまして、今御指摘いただいたことについては、駐車場を使って出ていただいた後にもう一回使われたい方については、同じような運用で出入りができるように考えております。で、周知の方法につきましては、そういった運用させていただきますので、あらかじめ利用者の皆さんに、その利用の方法が分かるように、ホームページや広報等で案内するとともにですね、現地にもそのような案内をさせていただきますして、運用開始に支障がないようにさせていただこうと思います。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。第28号議案に

ついて、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第8、第29号議案、令和8年度海田町一般会計補正予算第2号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長(竹野内) 第29号議案、令和8年度海田町一般会計補正予算第2号。この度の補正予算につきましては、生活保護費給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長(桑原) 財政経営課長。

○財政経営課長(中村) それでは、第29号議案、令和8年度海田町一般会計補正予算第2号について御説明いたします。資料15、令和8年度補正予算説明書をお願いいたします。今回の補正予算では、歳出において人事異動等に伴う人件費の増額を要求しております。繰返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきます。

それでは、歳出から御説明いたします。資料15の4ページ、5ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の地区拠点施設整備事業につきましては、資料16を併せて提出しておりますが、海田町地区拠点まちづくり基本構想で定められた地区拠点施設について、老朽化した海田東公民館の再整備をベースに、施設の再編再整備を行うための基本構想及び基本計画を策定するため、委託料を増額するものでございます。併せて繰越明許費を設定いたします。その下の電算管理費につきましては、生活保護システム改修にかかり、国庫補助金を財源として活用するため、財源振替を行うものでございます。8ページ、9ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の社会福祉総務費につきましては、後から御説明いたします最高裁判決等を踏まえた生活保護費等の追加給付に係る特定財源のうち、人件費への充当に係る国庫支出金について、財源振替を行うものでございます。その下の介護保険繰出金事業につきましては、介護保険特別会計におけるシステム改修に伴い、繰出金を増額するものでございます。12ページ、13ページをお願いいたします。民生費の生活保護費の生活保護一般事務事業のうち、生活保護業務デジタル化業務委託料を除く部分及びその下の生活保護費給付事業につきましては、資料17を併せて提出しておりますが、平成25年に国が行った生活扶助費の基準改定について、最高裁判決において違法と判断されたことへの対応として、国が新たに定

めた基準と当時の基準との差額分を、対象世帯へ追加給付するための事務費及び生活保護費給付費を増額するものでございます。財源として、生活保護適正実施推進事業補助金及び生活保護費負担金を活用いたします。同じページの生活保護一般事務事業の生活保護業務デジタル化業務委託料につきましては、資料 18 を併せて提出しておりますが、生活保護業務のデジタル化を推進し、ケースワーカーの事務負担の軽減や業務の効率化を図り、被保護世帯への支援を充実するため、生活保護システム改修に係る委託料を増額するものでございます。財源として、生活保護適正実施推進事業補助金を活用いたします。16 ページ、17 ページをお願いいたします。消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員の退職に伴い退職報償金を支払う必要があることから、報償費を増額するものでございます。財源として、消防団員退職報償金受入金を活用いたします。その下の地域防災計画推進事業につきましては、資料 19 を併せて提出しておりますが、土砂災害ハザードマップについて、広島県による土砂災害特別警戒区域等の見直しを反映させるため、ハザードマップの更新に係る委託料等を増額するものでございます。財源として、社会資本整備総合交付金を活用いたします。その下の防災行政無線整備事業につきましても、資料 20 を併せて提出しておりますが、海田町防災行政無線の更新に関し、令和 7 年度に策定した基本計画に基づき実施設計を行うため、委託料を増額するものでございます。18 ページ、19 ページをお願いいたします。教育費の小学校費の小学校給食事業及び、続く 20 ページ、21 ページ、中学校費の中学校給食事業につきましては、資料 21 を併せて提出しておりますが、学校給食を喫食する児童生徒等に対し、広島県産農林水産物を使った給食を提供するため、食材費及び負担金を増額するものでございます。財源として、おいしい！広島農林水産物給食等提供事業費補助金を活用いたします。22 ページ、23 ページをお願いいたします。教育費の社会教育費のクラシックコンサート事業につきましては、広島県と広島交響楽団、市・町で開催する令和 8 年度広島ファミリーコンサートの実施市町に選定されたことにより、その実施経費を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。2 ページ、3 ページをお願いいたします。ここでは、歳出で御説明した特定財源については省略させていただきます。3 ページの説明欄の下から二つ目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整として増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第 29 号議案をお願いいたします。この度の

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,619 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 137 億 7,219 万 7,000 円とするものでございます。最後に、4 ページ、第 2 表により、繰越明許費を設定いたします。以上で、令和 8 年度海田町一般会計補正予算第 2 号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。玉川議員。

○7 番（玉川）補正予算の中の、おいしい広島給食提供事業の件についてなんですけれども、こちらは、児童生徒に対して希望調査等を行われる予定でしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（立田）献立や使ってほしい食材など、機会があれば児童生徒に希望調査等も考えられるかなと思います。栄養士と連携しながら進めていこうと思っております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 29 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 29 号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 9、第 30 号議案、令和 8 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第 30 号議案、令和 8 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号。この度の補正予算につきましては、子ども・子育て支援納付金の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）それでは、第 30 号議案、令和 8 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について御説明いたします。歳入歳出予算の補正につきまして、資料 22、令和 8 年度補正予算説明書にしたがいまして御説明いたします。2 ページ、3 ページをお

願いたします。歳入の1款、国民健康保険税につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、子ども・子育て支援納付金分現年課税分1,065万7,000円を増額するものでございます。その下、6款、繰入金の海田町国民健康保険基金繰入金につきましては、当初予算編成時に、歳出の子ども・子育て支援納付金分の財源調整分として計上していたものを、国民健康保険税の賦課項目に、新たに子ども・子育て支援納付金分を追加したため、同額を減額するものでございます。

次に、議案を御説明いたします。第30号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、歳入予算のみの補正であり、歳入予算の総額は、補正前と同額の21億5,209万8,000円でございます。以上で、令和8年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○12番（岡田）12番、岡田です。この1,065万7,000円。これを、ざっくり言うて、令和7年度の国保世帯数で割ったら、1世帯当たり3,500円にがし出るんですが、そういう計算でよろしいんでしょうかね。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（杉本）今回、算定の基になりましたのが、県から示された標準保険料率を基に出したものでございますので、そういった積み上げとかいうところではございません。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）県からの資料だったら、1人当たりの保険料の納入必要額で、子ども・子育て分のところが、令和8年度で3,250円ぐらいになつとるんですけども、これ掛ける、今の海田町の国保世帯が大体これぐらいの金額になるんだと思うんですけど、そういう計算じゃないんでしょうかね。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）議員おっしゃられるとおり、令和7年度の世帯数と金額でいけば、そういった割り算になると思います。

○議長（桑原）よろしいですか。はい。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論があるようなので、討論を許したいと思います。反対討論から。岡田議員。

○12番（岡田）12番、岡田です。第30号議案、令和8年度海田町国民健康保険特別会計補正予算に反対の討論をいたします。6月からの国民健康保険税の医療費保険に子ども・子育て支援金を上乗せして徴収をして計上する補正予算だからです。医療保険は、疾病や高齢などの健康リスクに備えるという目的でつくられた制度で、子育て支援強化をするというならば、一般会計の施策として国庫負担でやるべきで、公的医療保険制度に上乗せをする手法をとるべきではありません。特別会計にまぎれ込ませて1,065万7,000円を計上する異常なやり方なので、この30号議案、令和8年度海田町国民健康保険特別会計補正予算に反対をいたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。夏野議員。

○2番（夏野）2番、夏野です。第30号議案、令和8年度国民健康保険特別会計補正予算第1号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。今回の改正では、条例改正に伴い、歳入を整理するものであり、今後の国民健康保険制度の維持継続可能な運営のため致し方ないものと考え、賛成討論といたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第30号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）はい、御着席ください。起立多数と認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、第31号議案、令和8年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第31号議案、令和8年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、一般管理一般事務事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。詳細につきましては担当者より説明させます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（下田）それでは、第 31 号議案、令和 8 年度海田町介護保険特別会計補正予算第 1 号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、資料 23、令和 8 年度補正予算説明書にしたがい、歳出から御説明いたします。資料 23 の保険事業勘定の 4 ページ、5 ページの歳出をお願いいたします。総務費、総務管理費の一般管理一般事務事業につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る委託料を 144 万 1,000 円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。2 ページ、3 ページをお願いいたします。7 款、繰入金、一般会計繰入金の事務費等繰入金につきましては、歳出で御説明しましたシステム改修に係る費用につきまして、144 万 1,000 円増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第 31 号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 144 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 22 億 7,574 万 1,000 円とするものでございます。以上で、令和 8 年度海田町介護保険特別会計補正予算第 1 号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 31 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 31 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 11、発議第 1 号、核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書案を議題といたします。本案については提出者が全員でございしますので、質疑討論は省略します。

これより、発議第1号について採決を行います。お諮りいたします。発議第1号については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま決議した意見書については、関係機関に送付をいたしたいと思います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで皆さんに御報告を申し上げたいと思います。元町議会議員、前田勝男さんが、地方自治の発展に寄与されたことに対し、令和8年度高齢者叙勲旭日双光章の荣誉に浴されることになりました。昨日御報告申し上げた佐中さんとともに、誠におめでたいと思います。おめでとうございました。

この際、町長から発言の申出がございます。これを許します。竹野内町長。

○町長(竹野内) はい。昨日開会いたしました令和8年第3回海田町議会定例会、皆さん、大変お疲れ様でございました。提出議案につきまして、皆様方の慎重な御審議の上ですね、全ての議案について原案どおり議決をいただきましたこと、心より感謝を申し上げたいと思います。引き続き、町政に対する御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

○議長(桑原) それでは、本定例会は、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決します。

以上で、令和8年第3回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦労様でした。

午後2時04分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和8年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員